

(令和2年2月18日提出)

令和2年2月議会定例会議案  
(令和2年度分)

新 潟 市



## 令和 2 年 2 月議会定例会議案（令和 2 年度分）

### 目 次

議案第 1 号	令和 2 年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和 2 年度新潟市国民健康保険事業会計予算	12
議案第 3 号	令和 2 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	16
議案第 4 号	令和 2 年度新潟市と畜場事業会計予算	20
議案第 5 号	令和 2 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	24
議案第 6 号	令和 2 年度新潟市介護保険事業会計予算	27
議案第 7 号	令和 2 年度新潟市公債管理事業会計予算	31
議案第 8 号	令和 2 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	34
議案第 9 号	令和 2 年度新潟市下水道事業会計予算	38
議案第 10 号	令和 2 年度新潟市水道事業会計予算	44
議案第 11 号	令和 2 年度新潟市病院事業会計予算	50
議案第 12 号	新潟市中央卸売市場業務条例の制定について	55
議案第 13 号	新潟市中央卸売市場設置条例の一部改正について	89
議案第 14 号	新潟市保健所条例の一部改正について	90
議案第 15 号	新潟市市税事務所設置条例の一部改正について	91
議案第 16 号	新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	92
議案第 17 号	新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について	93
議案第 18 号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について	94
議案第 19 号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について	96
議案第 20 号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	97

議案第 2 1 号	新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 8
議案第 2 2 号	新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9
議案第 2 3 号	新潟市食品衛生法施行条例の一部改正について・・・・・・・・	1 0 0
議案第 2 4 号	新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について・・・・	1 0 1
議案第 2 5 号	新潟市公衆浴場法施行条例の一部改正について・・・・・・・・	1 0 3
議案第 2 6 号	新潟市旅館業法施行条例の一部改正について・・・・・・・・	1 0 5
議案第 2 7 号	新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部改正について・・・・・・・・	1 0 7
議案第 2 8 号	新潟市毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正について・・・・	1 1 0
議案第 2 9 号	新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	1 1 1
議案第 3 0 号	新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について・・・・	1 1 2
議案第 3 1 号	新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	1 1 3
議案第 3 2 号	新潟市消防関係手数料条例の一部改正について・・・・・・・・	1 1 5
議案第 3 3 号	新潟市監査委員条例の一部改正について・・・・・・・・	1 1 6
議案第 3 4 号	町（字）の区域及び名称の変更について・・・・・・・・	1 1 7
議案第 3 5 号	新潟市及び加茂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について・・・・・・・・	1 2 0
議案第 3 6 号	市道路線の認定及び廃止について・・・・・・・・	1 2 6
議案第 3 7 号	教育委員会委員の選任について・・・・・・・・	1 4 8
議案第 3 8 号	包括外部監査契約の締結について・・・・・・・・	1 4 9



議案第1号

**令和2年度新潟市一般会計予算**

令和2年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ391,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		134,924,193
	1 市民税	65,497,861
	2 固定資産税	49,438,370
	3 軽自動車税	2,082,076
	4 市たばこ税	5,094,375
	5 鉱産税	81,596
	6 入湯税	22,877
	7 事業所税	4,633,662
	8 都市計画税	8,073,376
2 地方譲与税		3,362,728
	1 地方揮発油譲与税	1,256,280
	2 自動車重量譲与税	1,910,992
	3 特別とん譲与税	35,373
	4 航空機燃料譲与税	22,912
	5 石油ガス譲与税	63,171
	6 森林環境譲与税	74,000
3 利子割交付金		82,635
	1 利子割交付金	82,635
4 配当割交付金		505,525
	1 配当割交付金	505,525
5 株式等譲渡所得割交付金		380,189
	1 株式等譲渡所得割交付金	380,189
6 分離課税所得割交付金		125,333

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	125,333
7 法人事業税交付金		1,130,022
	1 法人事業税交付金	1,130,022
8 地方消費税交付金		19,343,178
	1 地方消費税交付金	19,343,178
9 ゴルフ場利用税交付金		17,986
	1 ゴルフ場利用税交付金	17,986
10 環境性能割交付金		110,704
	1 環境性能割交付金	110,704
11 軽油引取税交付金		5,386,453
	1 軽油引取税交付金	5,386,453
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		9,821
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	9,821
13 地方特例交付金		1,022,000
	1 地方特例交付金	1,022,000
14 地方交付税		57,932,557
	1 地方交付税	57,932,557
15 交通安全対策特別交付金		222,444
	1 交通安全対策特別交付金	222,444
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		60,000
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	60,000
17 分担金及び負担金		859,766
	1 分担金	165,610
	2 負担金	694,156
18 使用料及び手数料		8,094,464
	1 使用料	5,418,050

款	項	金額
	2 手数料	2,676,414
19 国庫支出金		67,471,455
	1 国庫負担金	51,281,638
	2 国庫補助金	15,905,163
	3 委託金	284,654
20 県支出金		20,240,710
	1 県負担金	13,716,018
	2 県補助金	4,812,240
	3 委託金	1,622,452
	4 県貸付金	90,000
21 財産収入		1,184,564
	1 財産運用収入	220,812
	2 財産売払収入	963,752
22 寄附金		420,000
	1 寄附金	420,000
23 繰入金		38,657
	1 基金繰入金	38,657
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		22,062,115
	1 延滞金・加算金及び過料	202,482
	2 貸付金元利収入	19,149,258
	3 受託事業収入	32,032
	4 収益事業収入	1,246,876
	5 雑入	1,431,467
26 市債		46,012,500

款	項	金 額
	1 市債	46,012,500
歲 入	合 計	391,000,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,029,084
	1 議会費	1,029,084
2 総務費		41,616,326
	1 総務管理費	37,651,633
	2 徴税費	2,598,731
	3 戸籍住民基本台帳費	578,175
	4 選挙費	89,974
	5 統計調査費	406,861
	6 人事委員会費	102,092
	7 監査委員費	188,860
3 民生費		121,253,391
	1 社会福祉費	10,014,400
	2 児童福祉費	44,328,652
	3 障がい福祉費	22,661,106
	4 生活保護費	17,430,742
	5 老人福祉費	26,773,953
	6 国民年金費	44,538
4 衛生費		25,987,621
	1 保健衛生費	15,085,486
	2 清掃費	10,902,135
5 労働費		1,267,259
	1 労働諸費	1,267,259
6 農林水産業費		6,323,645

款	項	金額
	1 農業費	3,060,848
	2 農地費	2,863,274
	3 水産業費	399,523
7 商工費		14,568,702
	1 商業費	12,987,873
	2 工業費	1,580,829
8 土木費		55,588,497
	1 土木管理費	741
	2 道路橋りょう費	21,002,921
	3 港湾空港費	416,638
	4 都市計画費	26,910,096
	5 公園緑地費	2,772,261
	6 都市排水応急対策費	547,536
	7 建築費	2,371,414
	8 住宅費	1,566,890
9 消防費		10,401,336
	1 消防費	10,401,336
10 教育費		59,452,239
	1 教育総務費	8,463,748
	2 小学校費	26,971,213
	3 中学校費	15,059,155
	4 高等学校費	1,544,436
	5 幼稚園費	545,253
	6 特別支援学校費	1,544,639
	7 生涯学習費	2,795,254
	8 保健給食費	2,528,541

款	項	金額		
11 公債費		45,475,278		
	1 公債費	45,475,278		
12 諸支出金		7,936,622		
	1 普通財産取得費	200,000		
	2 開発公社費	7,736,622		
13 予備費		100,000		
	1 予備費	100,000		
歳	出	合	計	391,000,000



## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総務事務システム構築事業	令和 3年度	72,000
市税納付お知らせセンター運営事業	令和 3年度から 令和 4年度まで	35,000
新潟市障がい者住宅整備資金融資損失補償 (令和 2年度)	資金を貸付けた日から約定償還期限到来後 2年を経過した日まで	約定償還期限到来後 1年を経過して、なお元利金 (遅延利子を含む。以下同じ。) が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資機関に対して損失補償する。
新焼却施設整備事業	令和 3年度	24,000
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金損失補償 (令和 2年度)	令和 3年度から 令和19年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のための信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当該信用保証協会に対して損失補償する。
地域環境保全林整備事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 2年度から 令和 3年度まで	230,000
除雪対策事業 (令和 2年度)	令和 3年度から 令和 7年度まで	450,000
主要地方道新潟中央環状線 (信濃川渡河工区) 橋りょう整備事業 (令和 2年度)	令和 3年度	150,000
道路橋りょう事業 (令和 2年度)	令和 3年度	200,000
市道北田中線・高井橋旧橋撤去事業 (令和 2年度)	令和 3年度	132,000
都市計画道路秋葉程島線事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 2年度から 令和 3年度まで	152,000
都市計画道路新津新町・大久保線事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 2年度から 令和 3年度まで	75,000
道路橋りょう維持補修事業 (令和 2年度)	令和 3年度	200,000
橋りょう定期点検事業	令和 3年度	45,000
新潟駅万代広場整備に伴う用地取得の損失補償	令和 3年度	840,000
新潟駅万代広場整備に伴う地下構造物等の撤去	令和 3年度から 令和 4年度まで	490,000
新潟駅付近連続立体交差事業	令和 3年度から 令和 6年度まで	17,197,500
新潟市火災共済生活協同組合に対して行う支払資金の貸付補償	令和 2年度	新潟市火災共済生活協同組合が行う火災共済事業において、同組合が保有する支払資金をもってしても共済責任を果たすことができないと認めた場合において、100,000千円を限度として貸付けるものとする。
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務 (令和 2年度)	令和 2年度から 令和12年度まで	元金1,186,000,000千円及び当該額に対する利子相当額

事 項	期 間	限 度 額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	令和 2年度から 令和 5年度まで	新潟市土地開発公社が令和2年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額100,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	令和 2年度から 令和 3年度まで	新潟市土地開発公社が令和2年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額7,800,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。

### 第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	930,700	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内  (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率	借入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であつて も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
コミュニティ施設整備事業費	82,000			
防災設備整備事業費	72,000			
文化施設等整備事業費	157,500			
体育施設整備事業費	10,500			
保育所整備事業費	193,600			
ひまわりクラブ整備事業費	67,300			
子育て支援センター整備事業費	4,100			
障がい福祉施設整備事業費	8,400			
老人福祉施設整備事業費	1,240,700			
水道事業出資金	159,600			
斎場整備事業費	97,800			
ごみ処理施設整備事業費	192,000			
農道整備事業費	7,200			
県営土地改良事業費負担金	259,200			
団体営土地改良事業費	75,500			
農業施設整備事業費	74,400			
漁港整備事業費	149,500			
商工施設整備事業費	635,900			
道路橋りょう整備事業費	10,419,600			
急傾斜地整備事業費	11,600			
新潟空港整備事業費負担金	130,700			
街路事業費	4,677,700			
都市計画施設整備事業費	615,300			
公園緑地整備事業費	534,500			
都市排水応急対策事業費	61,500			
公共建築物保全適正化推進事業費	1,635,300			
公営住宅建設事業費	231,700			
消防施設整備事業費	326,600			
小学校校舎屋体建設事業費	937,100			
小学校大規模改造事業費	100,300			
中学校校舎屋体建設事業費	74,900			
中学校大規模改造事業費	67,800			
特別支援学校整備事業費	83,900			
特別支援学校大規模改造事業費	13,900			
給食センター建設事業費	40,200			
臨時財政対策費	21,632,000			

議案第 2 号

**令和 2 年度新潟市国民健康保険事業会計予算**

令和 2 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 5, 1 3 1, 7 0 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		13,910,088
	1 国民健康保険料	13,910,088
2 国民健康保険税		4,432
	1 国民健康保険税	4,432
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		56,424
	1 国庫補助金	56,424
5 県支出金		54,903,585
	1 県補助金	54,903,585
6 連合会支出金		1,000
	1 連合会補助金	1,000
7 財産収入		986
	1 財産運用収入	986
8 繰入金		6,068,780
	1 他会計繰入金	5,833,784
	2 基金繰入金	234,996
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		186,409
	1 延滞金・加算金及び過料	80,000
	2 雑入	106,409
歳 入	合 計	75,131,706

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,301,581
	1 総務管理費	1,300,135
	2 徴収費	179
	3 運営協議会費	1,267
2 保険給付費		54,105,946
	1 療養諸費	46,913,750
	2 高額療養費	7,014,720
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	126,474
	5 葬祭諸費	51,000
3 国民健康保険事業費納付金		18,962,848
	1 医療給付費分	12,941,808
	2 後期高齢者支援金等分	4,470,365
	3 介護納付金分	1,550,675
4 保健事業費		679,825
	1 保健事業費	54,433
	2 特定健康診査等事業費	625,392
5 基金積立金		986
	1 基金積立金	986
6 諸支出金		80,520
	1 償還金及び還付加算金	80,520
歳 出	合 計	75,131,706

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納付お知らせセンター運営事業	令和 3年度から 令和 4年度まで	26,250

議案第 3 号

**令和 2 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算**

令和 2 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 4 8 5, 0 6 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 中央卸売市場収入		417,513
	1 使用料	417,512
	2 手数料	1
2 財産収入		123,227
	1 財産運用収入	123,227
3 繰入金		605,148
	1 他会計繰入金	564,412
	2 基金繰入金	40,736
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		142,172
	1 雑入	142,172
6 市債		197,000
	1 市債	197,000
歳 入	合 計	1,485,061

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		594,607
	1 市場費	594,607
2 公債費		890,079
	1 公債費	890,079
3 基金積立金		75
	1 基金積立金	75
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	1,485,061

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場施設整備事業費	197,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第4号

**令和2年度新潟市と畜場事業会計予算**

令和2年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255,739千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		136,352
	1 使用料	136,352
2 財産収入		1,156
	1 財産運用収入	1,156
3 繰入金		76,486
	1 他会計繰入金	76,486
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,744
	1 雑入	2,744
6 市債		39,000
	1 市債	39,000
歳 入	合 計	255,739

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		219,676
	1 と畜場費	219,676
2 公債費		35,963
	1 公債費	35,963
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	255,739

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設設備改善工事費	39,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 号

**令和 2 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算**

令和 2 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 7 2, 2 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		4,405
	1 他会計繰入金	4,405
2 繰越金		12,913
	1 繰越金	12,913
3 諸収入		354,945
	1 貸付金元利収入	339,412
	2 雑入	15,533
歳 入	合 計	372,263

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		372,263
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	372,263
歳 出	合 計	372,263

議案第 6 号

**令和 2 年度新潟市介護保険事業会計予算**

令和 2 年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 3, 5 4 3, 7 1 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		16,950,717
	1 介護保険料	16,950,717
2 使用料及び手数料		9,059
	1 手数料	9,059
3 国庫支出金		19,114,312
	1 国庫負担金	13,936,066
	2 国庫補助金	5,178,246
4 県支出金		11,912,419
	1 県負担金	11,310,296
	2 県補助金	602,123
5 支払基金交付金		21,665,622
	1 支払基金交付金	21,665,622
6 財産収入		618
	1 財産運用収入	618
7 繰入金		13,884,464
	1 一般会計繰入金	13,051,303
	2 基金繰入金	833,161
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		6,500
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	6,499
歳 入	合 計	83,543,712

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,830,067
	1 総務管理費	1,301,315
	2 徴収費	100,844
	3 介護認定調査・審査会費	427,908
2 保険給付費		77,681,119
	1 介護サービス等諸費	70,216,056
	2 介護予防サービス等諸費	2,242,627
	3 その他諸費	43,320
	4 高額介護サービス等費	1,849,074
	5 高額医療合算介護サービス等費	161,883
	6 特定入所者介護サービス等費	3,168,159
3 地域支援事業費		4,031,908
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,447,617
	2 一般介護予防事業費	107,718
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,469,980
	4 その他諸費	6,593
4 基金積立金		618
	1 基金積立金	618
歳 出	合 計	83,543,712

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納付お知らせセンター運営事業	令和 3年度から 令和 4年度まで	5,250

議案第7号

**令和2年度新潟市公債管理事業会計予算**

令和2年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,300,278千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		51,399,278
	1 他会計繰入金	45,455,278
	2 基金繰入金	5,944,000
2 市債		23,901,000
	1 市債	23,901,000
歳 入	合 計	75,300,278



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		75,300,278
	1 公債費	75,300,278
歳 出	合 計	75,300,278

議案第 8 号

**令和 2 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算**

令和 2 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 4 6 5, 2 7 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		7,204,262
	1 後期高齢者医療保険料	7,204,262
2 国庫支出金		269
	1 国庫補助金	269
3 繰入金		2,010,224
	1 他会計繰入金	2,010,224
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		250,521
	1 延滞金・加算金及び過料	991
	2 償還金及び還付加算金	10,998
	3 受託事業収入	233,251
	4 雑入	5,281
歳 入	合 計	9,465,277

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		132,882
	1 総務管理費	132,882
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,931,907
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,931,907
3 保健事業費		388,989
	1 健康保持増進事業費	388,989
4 諸支出金		10,999
	1 償還金及び還付加算金	10,999
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	9,465,277

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納付お知らせセンター運営事業	令和 3年度から 令和 4年度まで	3,500

議案第9号

**令和2年度新潟市下水道事業会計予算**

(総則)

第1条 令和2年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 300,000世帯

(2) 年間有収水量 70,318,000<sup>m</sup><sup>3</sup>

1日平均有収水量 192,600<sup>m</sup><sup>3</sup>

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 13,951,134千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息4,985,737千円の財源に充てるため、企業債84,700千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	32,706,172
第1項 営業収益	22,319,200
第2項 営業外収益	10,386,971
第3項 特別利益	1

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	31,306,474
第1項 営業費用	26,318,384
第2項 営業外費用	4,985,737
第3項 特別損失	1,853
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,966,536千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額693,215千円、当年度損益勘定留保資金等11,751,376千円及び当年度利益剰余金処分量521,945千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	23,717,601
第1項 企業債	16,881,800
第2項 国県補助金	4,043,783
第3項 他会計補助金	2,672,668
第4項 負担金	119,350

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	36,684,137
第1項 建設改良費	15,242,333
第2項 企業債償還金	21,441,804



(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項, 期間及び限度額は, 次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
白山下水道橋耐震補強 (P 3 橋脚) 工事	令和3年度から 令和5年度まで	670,000
白山ポンプ場合流改善貯留施設設置工事	令和3年度から 令和4年度まで	720,000
関屋ポンプ場合流改善貯留施設設置工事	令和3年度から 令和4年度まで	650,000
横越排水区雨水調整池築造工事	令和3年度	260,000
坂井輪排水区坂井輪雨水1号幹線 導水管下水道工事	令和3年度	320,000
中部下水処理場汚泥処理受変電設備工事	令和3年度	550,000
万代ポンプ場計装設備工事	令和3年度	300,000
ポンプ場管理棟直流電源設備工事	令和3年度	150,000
公共下水道建設改良事業	令和3年度	1,500,000
公共下水道維持管理事業	令和3年度	100,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	9,783,700	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道 建設事業	581,300			
特定環境保全 公共下水道 建設事業	214,300			
公設浄化槽 建設事業	30,800			
農業集落排水 建設事業	50,300			
下水道事業債 (特別措置分)	455,600			
借換債	550,500			
資本費平準化 債	5,300,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,507,606千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,731,941千円である。

令和2年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第10号

**令和2年度新潟市水道事業会計予算**

(総則)

第1条 令和2年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |     |           |                          |
|-----|-----------|--------------------------|
| (1) | 給水戸数      | 331,000戸                 |
| (2) | 年間総配水量    | 96,494,000m <sup>3</sup> |
|     | 1日平均配水量   | 264,000m <sup>3</sup>    |
| (3) | 主要な建設改良事業 |                          |
|     | 基幹管路更新事業  | 2,620,200千円              |
|     | 基幹管路整備事業  | 454,300千円                |
|     | 配水支管更新事業  | 2,742,211千円              |
|     | 配水場施設整備事業 | 1,020,600千円              |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	17,452,644
第1項 営業収益	15,483,488
第2項 営業外収益	1,411,525
第3項 特別利益	557,631

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	15,798,622
第1項 営業費用	14,555,007
第2項 営業外費用	850,497
第3項 特別損失	388,118
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,865,295千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額730,516千円、当年度損益勘定留保資金5,039,576千円及び建設改良積立金2,095,203千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	4,388,471
第1項 企業債	3,669,000
第2項 国庫補助金	284,237
第3項 出資金	155,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	64,108
第6項 補償金	210,125
第7項 投資償還金	6,000

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	12,253,766
第1項 建設改良費	9,125,135
第2項 企業債償還金	3,128,631

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
巻浄水場施設整備実施設計業務	令和3年度	51,000
満願寺系配水場設備更新実施設計業務	令和3年度	52,000
長峰配水場施設整備工事	令和3年度	520,000
浄水用薬品購入経費	令和3年度	140,000
水道週間行事企画・運営業務	令和3年度	8,000
料金システム修正業務	令和3年度	121,000
配水管布設工事	令和3年度	1,700,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹管路更新事業	1,538,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
配水支管更新事業	1,375,000			
配水場施設整備事業	756,000			



(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2, 875, 155千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、185, 000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
工具・器具及び備品	可搬式ディーゼルエンジン発電機	1式

令和2年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 号

**令和 2 年度新潟市病院事業会計予算**

(総則)

第 1 条 令和 2 年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

6 7 6 床 一般病床 6 5 2 床

精神病床 1 6 床

感染症病床 8 床

(2) 年間患者数

入院患者 2 1 5, 5 6 2 人

外来患者 2 4 5, 4 3 0 人

(3) 主要な建設改良事業

市民病院器械備品購入 4 0 2, 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	25,402,241
第1項 医業収益	21,543,085
第2項 医業外収益	3,827,127
第3項 附帯事業収益	22,029
第4項 特別利益	10,000

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	26,126,995
第1項 医業費用	25,549,577
第2項 医業外費用	515,492
第3項 附帯事業費用	50,926
第4項 特別損失	10,000
第5項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,111,078千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,195千円及び過年度損益勘定留保資金1,109,883千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	1,369,958
第1項 企業債	350,000
第2項 負担金交付金	1,019,958

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	2,481,036
第1項 建設改良費	497,492
第2項 企業債償還金	1,983,544

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	350,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用、附帯事業費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(2) 医業費用、附帯事業費用及び特別損失に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,154,526千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
器械備品	据置型デジタル式汎用X線透視診断装置	1式

令和2年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 2 号

## 新潟市中央卸売市場業務条例の制定について

新潟市中央卸売市場業務条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

## 新潟市中央卸売市場業務条例

新潟市中央卸売市場業務条例（昭和 4 6 年新潟市条例第 4 3 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 5 条—第 2 2 条）

第 2 節 仲卸業者（第 2 3 条—第 3 2 条）

第 3 節 売買参加者（第 3 3 条—第 3 6 条）

第 4 節 関連事業者（第 3 7 条—第 4 4 条）

第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 4 5 条—第 5 2 条）

第 4 章 取引参加者の遵守事項（第 5 3 条—第 6 9 条）

第 5 章 物品の品質管理（第 7 0 条）

第 6 章 市場施設の使用（第 7 1 条—第 8 1 条）

第 7 章 開設者の遵守事項等

第 1 節 開設者の遵守事項（第 8 2 条・第 8 3 条）

第 2 節 検査及び監督（第 8 4 条—第 8 6 条）

第 8 章 雑則（第 8 7 条—第 9 2 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新潟市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分その他の市場の業務運営に関する事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

（取扱品目の部類及び取扱品目）

第2条 市場の取扱品目の部類及び取扱品目は、規則で定める。

（開場の期日）

第3条 市場は、次に掲げる休業日を除き、毎日開場するものとする。

（1） 日曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までの間における日曜日を除く。）

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3） 1月2日から4日まで及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休業日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休業日以外の日に休業することができる。

3 市長は、前項の規定により休業日に臨時に開場し、又は休業日以外の日に臨時に休業しようとするときは、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮して行うものとする。

（開場の時間）

第4条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者



(卸売業者の定義)

第5条 この条例において「卸売業者」とは、第7条第1項の規定により市長の許可を受け、取扱品目について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに規則で定める。

(卸売業務の許可)

第7条 卸売業者として卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、第10条第1項又は第86条第1項第3号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第86条第1項第3号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受け

る原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として存在した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（4） 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

（5） 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。

（6） 前条に定める卸売業者の数の最高限度を超えることとなるとき。

6 市長は、第1項の許可の申請をした者が第10条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第8条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を

市長に提出しなければならない。

- 4 前条第4項から第6項までの規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、前条第4項中「前項の申請書」とあるのは「第8条第3項の申請書」と、同条第5項中「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第6項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第8条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第8条第1項又は第2項の認可を」と読み替えるものとする。

(卸売業者の名称変更等の届出)

- 第9条 卸売業者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業務の許可の取消し)

- 第10条 市長は、卸売業者が第7条第5項第3号若しくは第5号のいずれかに規定する者に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第7条第1項の許可を取り消さなければならない。

- 2 市長は、卸売業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に卸売の業務を開始しないとき。

(2) 引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。

(卸売業者の保証金の預託)

- 第11条 卸売業者は、第7条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(卸売業者の保証金の額)

第12条 前条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、120万円以上1,000万円以下の範囲内において規則で定める。

2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において規則で定める額とする。

(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 額面金額に相当する額

(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券(前号に掲げる債券を除く。) 額面金額の100分の90に相当する額

(卸売業者の保証金の追加預託)

第13条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(卸売業者の保証金の充当)

第14条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の

納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した前項の保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする。

(卸売業者の保証金の返還)

第15条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(せり人の定義)

第16条 この条例において「せり人」とは、次条第1項の規定により市長の登録を受け、卸売業者がせり売の方法により販売する業務に従事させる者をいう。

(せり人の登録)

第17条 卸売業者がせり人として業務に従事させようとする者は、その者について当該卸売業者が市長の登録を受けている者でなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 登録を受けようとする者の氏名及び住所

(3) 登録を受けようとする者がせりを行う取扱品目の部類

- 3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登録を受けようとする者の履歴書

(2) 登録を受けようとする者の住民票の写し

(3) 登録を受けようとする者の身分証明書

(4) 第5項第2号に該当しないことについて登録を受けようとする者が誓約する書面

4 市長は、第2項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録ができない場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を申請者に通知するとともにせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

5 市長は、第2項の規定による登録の申請があった場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 第19条又は第86条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) せりを遂行するために必要な経験又は能力を有しない者であるとき。

6 市長は、前項第4号に規定する経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。

7 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

(1) 初めて登録を受ける者

(2) 第19条又は第86条第5項の規定により取消しを受けた者で、当該取消し後の最初の登録を受けるもの

(3) 第86条第5項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録の更新を

受ける者

(せり人の登録の更新)

第18条 卸売業者は、せり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとするときは、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了日の60日前から30日前までの間に、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所

(3) 登録年月日

(4) 登録番号

3 前項の登録更新申請書には、前条第5項第1号及び第2号に該当しないことを第1項の登録の更新を受けようとするせり人が誓約する書面を添付しなければならない。

4 前条第5項(第3号を除く。)及び第6項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

(せり人の登録の取消し)

第19条 市長は、せり人が第17条第5項第1号若しくは第2号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消さなければならない。

(せり人の登録の抹消)

第20条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。

(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の抹消を申請したとき。

(3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。

(4) 第86条第5項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

2 前項の規定により登録を抹消されたせり人は、速やかに、登録証及び記章を市長に返還しなければならない。

(記章の着用)

第21条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定める記章を着用しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第22条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、残高試算表を作成し、市長に提出しなければならない。

## 第2節 仲卸業者

(仲卸業者の定義)

第23条 この条例において「仲卸業者」とは、第25条第1項の規定により市長の許可を受け、卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品（法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）を、市場内の店舗において販売する者をいう。

(仲卸業者の数の最高限度)

第24条 仲卸業者の数の最高限度は、規則で定める。

(仲卸業務の許可)

第25条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。



3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員 の氏名
- (4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産手続の開始決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が仲卸しの業務について第29条第1項若しくは第2項又は第86条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。
- (6) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち、前各号（第4号を除く。）に規定する者のいずれかに該当するものがあるとき。
- (7) 仲卸業者の数が前条に定める仲卸業者の数の最高限度を超えることとなるとき。  
(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第26条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して

仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、前条第4項中「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第27条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第25条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第25条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。

6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(仲卸業者の名称変更等の届出)

第28条 仲卸業者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業務の許可の取消し)

第29条 市長は、仲卸業者が第25条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消さなければならない。

2 市長は、仲卸業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、次条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の保証金の預託)

第30条 仲卸業者は、第25条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(仲卸業者の保証金の額等)

第31条 前条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、15万円以上50万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第12条第2項及び第3項並びに第13条から第15条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(事業報告書の提出)

第32条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出し

なければならない。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の定義)

第33条 この条例において「売買参加者」とは、次条第1項の規定により市長の承認を受け、取扱品目の部類に属する物品について、卸売業者が行う卸売に参加する者をいう。

(売買参加者の承認)

第34条 売買参加者として卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員 の氏名

(4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(3) 申請者が第36条又は第86条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。

(5) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち、前各号（第2号を除く。）に規定する者に該当するものがあるとき。

(売買参加者の名称変更等の届出)

第35条 売買参加者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第36条 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消さなければならない。

- (1) 第34条第4項第1号、第4号又は第5号に該当することとなったとき。
- (2) 卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。
- (3) 死亡、解散その他規則で定める卸売に参加することができない事由が生じたとき。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の定義)

第37条 この条例において「関連事業者」とは、第39条第1項の規定により市長の許可を受け、出荷者、売買参加者、買出人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、市場内で店舗その他の施設において営業する者をいう。

(関連事業者の種類及び数)

第38条 関連事業者の種類及び数は、規則で定める。

(関連事業者の許可)

第39条 関連事業者として営業しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名

(4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第41条又は第86条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。

(6) 申請者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち、前各号(第4号を除く。)に該当する者がいるとき。

(関連事業者の名称変更等の届出)

第40条 関連事業者は、その名称の変更その他の規則で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(関連事業者の許可の取消し)

第41条 市長は、関連事業者が第39条第3項第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第39条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、関連事業者が正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当するときは、第39条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第39条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に次条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第39条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内にその業務を開

始しないとき。

(3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を遂行しないとき。

(関連事業者の保証金の預託)

第42条 関連事業者のうち市の所有する建物で営業する者は、第39条第1項の許可の効力が生じた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項に規定する者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(関連事業者の保証金の額等)

第43条 前条第1項の保証金の額は、4万円以上120万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第12条第2項及び第3項並びに第13条から第15条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(売上高報告)

第44条 関連事業者は、規則で定めるところにより、売上高報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第45条 卸売業者が行う卸売は、せり売若しくは入札又は相対による取引とする。

2 卸売業者は、せり売及び入札の方法が市場の価格形成及び分配の機能の発揮に資する取引であることに配慮して、卸売を行うものとする。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、売買取引を行わなければならない。

4 卸売業者は、取扱品目について、次の各号のいずれかに該当する場合であつて市長が指示したときは、指示した取引方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

- (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- (3) 災害が発生した場合
- (4) 入荷が遅延した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示することが適切と判断した場合  
(売買取引の単位)

第46条 売買取引の単位は、規則で定める。

(物品の引渡し等)

第47条 卸売業者は、物品を買い受けた者が明らかになるように措置しなければならない。

- 2 物品を買い受けた者は、その物品を速やかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、物品を買い受けた者が引取りを怠ったと認められるときは、当該買い受けた者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格に当該価格の消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方税消費税の税率に相当する額をいう。以下同じ。）を加算して得た額をいう。以下同じ。）が前項に規定する当該買い受けた者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買い受けた者に請求することができる。

(販売原票、仕切り及び送金)

第48条 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、速やかに販売原票を作成しなければならない。

- 2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、次に掲げる事項を記載した売買仕切書及び売買仕切金（第3号の加算して得た額から第4号の手数料の額及び



第5号の金額を控除して得た額をいう。以下同じ。)をその卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、送付しなければならない。

(1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)及び数量(当該委託者の責めに帰すべき理由により第64条の規定による卸売代金の変更をした物品(以下この項において「変更物品」という。)にあつては、当該変更に係る品目、等級、単価及び数量)

(2) 単価と数量の積の合計額(変更物品にあつては、当該変更に係る単価と数量の積の合計額)

(3) 前号の合計額に当該合計額の消費税額等相当額を加算して得た額(変更物品にあつては、変更物品に係る前号の合計額に当該合計額の消費税額等相当額を加算して得た額)

(4) 控除すべき委託手数料

(5) 当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(当該金額に当該金額の消費税等相当額を加算して得た額)

(6) 売買仕切金

3 卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。

(仕切り及び送金に関する特約)

第49条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を備え付けるものとし、市長の求めがあつたときは、これを提出しなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所

(3) 特約の内容

(4) 支払方法

(買受代金)

第50条 物品を買い受けた者は、取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、出荷者その他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（取引参加者間であらかじめ支払猶予の特約（以下この条において「特約」という。）をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該額の消費税等相当額を加算して得た額をいう。）を支払わなければならない。

2 卸売業者は、特約をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約が終了するまでの間、これを保存しておかなければならない。当該特約の内容を変更した場合も同様とする。

(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所

(2) 特約の内容

(3) 支払方法

3 市長は、第84条第1項の規定により前項の書面の提出を求め、又は当該書面を検査した場合において、当該書面の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、特約の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 当該特約が、その他の取引参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(支払方法)

第51条 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものとする。

(売買取引の制限)

第52条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、及びせり直し又は再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

#### 第4章 取引参加者の遵守事項

(売買取引の原則)

第53条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第54条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の条件の公表)

第55条 卸売業者は、売買取引の条件について、規則で定めるところにより公表しなければならない。

(受託拒否の禁止)

第56条 卸売業者は、取扱品目に属する物品について卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(決済の確保)

第57条 取引参加者は、第47条から第51条までの規定において定めた方法により決済を行わなければならない。

(帳簿の区分経理)

第58条 卸売業者は、規則で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを区分して経理しなければならない。

(売買取引の結果等の公表)

第59条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る収受の状況を含む。）その他の公正な物品の取引の指標となるべき規則で定めるものを定期的に公表しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売)

第60条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者（以下「第三者」という。）への卸売について、規則で定めるところにより、その取引の有無を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、第三者への卸売については、市場における取引の秩序を乱すことのないように配慮するものとする。

(市場外にある取扱物品の卸売)

第61条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、市場外にある取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、市場の周辺の地域における一定の場所において、市場に出荷された物品を搬入して卸売をするときは、規則で定めるところにより、当該物品の保管場所について市長の指定を受けなければならない。

3 前項の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第62条 卸売業者は、市場において取扱品目に属する物品の卸売を行ったときは、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。ただし、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認め

る場合として規則で定めるものは、この限りでない。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第63条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず、人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 取引参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売代金の変更の禁止)

第64条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したとき、又は取引参加者間の契約において代金変更に関する事項を規定しているときは、この限りでない。

(販売前における受託物品の検収)

第65条 卸売業者が受託物品を受領するにあたり行う検収は、規則で定めるところによる。

2 卸売業者は、受託物品の異状については、規則で定める証明を得なければ、委託者に対抗することができない。

(仲卸業者の業務の規制)

第66条 仲卸業者は、市場内においては、取扱品目の部類に属する物品について販売の委託を引き受けてはならない。

2 仲卸業者は、市場の卸売業者以外からの買入れ（以下「直荷引き」という。）について、規則で定めるところにより、その取引の有無を市長に報告しなければならない。

3 仲卸業者は、直荷引きについて、市場における取引の秩序を乱すことのないよう配慮

するものとする。

(卸売予定数量等の報告)

第67条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及び産地その他の規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。

(委託手数料率)

第68条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の算定に係る率（以下「委託手数料率」という。）を定めようとする場合は、規則で定めるところにより、委託手数料率を市長に届け出なければならない。委託手数料率を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、卸売業者に委託手数料率の変更を命ずることができる。

(1) 委託手数料率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき。

(2) 委託手数料率が公正かつ適正な取引又は卸売業者の財務の健全性を損なうことにより物品の円滑な供給に支障を及ぼすものと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(奨励金の届出等)

第69条 卸売代金の期限内の完納を奨励するために交付する奨励金その他規則で定めるもの（以下この条において「奨励金」という。）を扱う卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する届出の内容に変更があるときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 卸売業者は、奨励金を廃止したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項に規定する届出の内容が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがある場合は、奨励金の交付を差し止め、又はその内容の変更を命ずることができる。

## 第5章 物品の品質管理

第70条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、物品の適正な流通を確保するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令に即して市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

2 市長は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全を確保し、衛生管理の向上を図るための体制の整備に努めるものとする。

## 第6章 市場施設の使用

（施設の使用指定）

第71条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の土地及び建物その他の施設で、市長と別に土地の貸借契約を結んだ土地を除くものをいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請書を提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を受けようとする者（当該者が法人である場合においては、その業務を執行する役員を含む。）が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるときは、当該指定又は当該許可をしないものとする。

5 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を行った後、使用者が前項に規定する場合に該当することとなったときは、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を取り消さなければならない。

6 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、市長の承認を受け、公共的な目的のために使用する者並びに市場施設のうち駐車場及び構築物を設置しない土地を使用する

者については、この限りでない。

7 前項の保証金の額は、第81条第1項に規定する使用料の月額額の3倍に相当する額とする。

(用途変更、転貸等の禁止)

第72条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市場施設の用途を変更し、又は全部若しくは一部を転貸し、若しくは市場施設を他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(現状変更の禁止)

第73条 使用者は、市場施設に建築、造作、模様替その他市場施設の現状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の市長の承認を受けて変更を加えた場合において、市長は、使用者に対し必要があると認めるときは、施設の撤去若しくは変更を命じ、又は相当の措置を命ずることができる。

3 市長は、使用者が前項の規定による命令に従わないときは、自らこれを執行し、その執行に係る費用を使用者から徴収することができる。

(施設の返還)

第74条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用の資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人（以下この条において「相続人等」という。）は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、相続人等が原状回復しないときは、相続人等に原状回復を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定により原状回復を命じたにもかかわらず、なお相続人等が原状回



復しないときは、自ら原状回復し、その原状回復に係る費用を相続人等から徴収することができる。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第75条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第76条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(使用者の市場施設の清潔保持)

第77条 使用者は、常に物件を整頓して、市場施設の清潔保持に努めるとともに、荷卸場、卸売場又は仲卸売場を毎日取引終了後直ちにその場所を清潔にしなければならない。

2 使用者は、物件を通路その他自己の使用場所以外の場所に放置し、又は廃棄物を定められた場所以外の場所に投棄してはならない。

(使用者の保健衛生の措置)

第78条 使用者は、常に清掃、消毒等予防措置を講ずるとともに、不用な物件を廃棄し、保健衛生の保持に努めなければならない。

(火災の予防)

第79条 使用者は、火気の使用についてその使用及び取扱いに十分注意するほか、火災の予防について常時必要な措置を講じなければならない。

(市長の代行)

第80条 市長は、使用者が前3条の規定による措置を怠ったときは、自らこれを執行し、その執行に係る費用を使用者から徴収することができる。

(使用料等)

第81条 市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、月単

位で徴収するものとし、その額は、別表のとおりとする。

- 2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、下水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。
  - (1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場の施設を使用できないことが引き続き3日以上に渡ったとき。
  - (2) 第75条の規定による使用の停止が3日以上に渡ったとき。
  - (3) 使用者が国又は他の地方公共団体その他公共団体であるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、過納、誤納その他市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 開設者の遵守事項等

### 第1節 開設者の遵守事項

(差別的取扱いの禁止)

第82条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売予定数量等の公表)

第83条 市長は、卸売業者から第67条の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及び産地その他の規則で定める事項を公表するものとする。

### 第2節 検査及び監督

(報告及び検査)

第84条 市長は、この条例に定められている遵守事項その他の市場関係事業者の業務の制限に関する事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させるために必要な限度において、

取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第85条 市長は、この条例に定められている遵守事項その他の市場関係事業者の業務の制限に関する事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させるために必要があると認めるときは、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第86条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 5万円以下の過料を科すこと。

(3) 第7条第1項の許可を取り消すこと。

(4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該仲卸業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 5万円以下の過料を科すこと。

(3) 第25条第1項の許可を取り消すこと。

(4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部又は一部の停止を命ずること。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該売買参加者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 当該違反行為の中止，変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 5万円以下の過料を科すこと。

(3) 第34条第1項の承認を取り消すこと。

(4) 6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該関連事業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 当該違反行為の中止，変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 1万円以下の過料を科すこと。

(3) 第39条第1項の許可を取り消すこと。

(4) 6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部又は一部の停止を命ずること。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関し委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

## 第8章 雑則

### (卸売業務の代行)

第87条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなったときは、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がない場合又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認める場合は、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

### (無許可営業の禁止)

第88条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に、市場外に退去を命ずることができる。

### (市場への出入等に対する指示)

第89条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。

(市場の秩序の保持等)

第90条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場における秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置を講じることができる。

(許可等の制限又は条件)

第91条 市長は、この条例の規定による許可、認可、承認又は指定に、制限又は条件を付けることができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第92条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正後の卸売市場法第4条第1項の認定を受けた日後において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧卸売市場法」という。）又はこの条例による改正前の新潟市中央卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の新潟市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、この附則に別に

定めるものを除き、改正後の条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者（第7条第1項の許可を申請する者の業務を執行する役員を含む。）について、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過するまでの間、市長は、第7条第1項の許可、第17条第1項の登録、第25条第1項の登録又は第39条第1項の許可をしてはならない。

4 卸売業者が改正後の条例第68条第1項の規定による委託手数料率を改正前の条例第66条第1項の規定により届け出た委託手数料率と同じ率にするときは、改正後の条例第68条第1項の規定による届出を要しないものとする。

別表（第81条関係）

種別		額
卸売業者市場 使用料	取扱品目	市場内外において取引した卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額に当該金額の消費税等相当額を加算して得た額をいう。）から当該卸売金額の消費税等相当額を減じて得た額に100分の110を乗じて得た額の1,000分の1.5に相当する額
	取扱品目以外の物品	市場内に保管した物品の取引に係る売上金額から当該売上金額の消費税等相当額を減じて得た額に100分の110を乗じて得た額の1,000分の1.5に相当する額
仲卸業者市場 使用料	直荷引きによる取引	卸売業者以外の者から仕入れた取扱品目（本市の区域内にある法第4条第1項に基づく中央卸売市場及び法

		第13条第1項に基づく地方卸売市場からの転送により仕入れた物品を除く。)及び取扱品目以外の物品の仕入金額から、当該仕入金額の消費税等相当額を減じて得た額に100分の110を乗じて得た額の1,000分の1.5に相当する額
	取扱品目以外の物品の取引	市場内に保管した物品の取引に係る仕入金額から当該仕入金額の消費税相当額を減じて得た額に100分の110を乗じて得た額の1,000分の1.5に相当する額
卸売業者売場使用料		1平方メートルにつき月額468円
仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき月額1,050円
業者事務所使用料	中央棟部分	1平方メートルにつき月額987円
	中央棟部分以外の部分	1平方メートルにつき月額797円
関連事業所使用料		1平方メートルにつき月額1,050円
保管所使用料		1平方メートルにつき月額1,050円
用地使用料		1平方メートルにつき月額200円
駐車場使用料		1区画につき月額3,143円



議案第 13 号

**新潟市中央卸売市場設置条例の一部改正について**

新潟市中央卸売市場設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市中央卸売市場設置条例の一部を改正する条例**

新潟市中央卸売市場設置条例（昭和 39 年新潟市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 4 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 62 号）第 1 条の規定による改正後の卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた日後において規則で定める日から施行する。

議案第 1 4 号

**新潟市保健所条例の一部改正について**

新潟市保健所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市保健所条例の一部を改正する条例**

新潟市保健所条例（昭和 3 9 年新潟市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表新潟市保健所南食品環境センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

**新潟市市税事務所設置条例の一部改正について**

新潟市市税事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市市税事務所設置条例の一部を改正する条例**

新潟市市税事務所設置条例（平成 23 年新潟市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新潟市市税事務所の項中「新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1」を「新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

議案第 16 号

**新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正  
について**

新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 17 号

**新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について**

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 28 年新潟市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（業務量の適切な管理等を図るための措置）

第 11 条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条に規定する指針に基づき、教育委員会規則の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

**新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について**

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例**

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成 16 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 新潟市二葉コミュニティハウスの項を次のように改める。

新潟市二葉コミュニティ ハウス	新潟市中央区古町通 1 3 番町 5 1 4 8 番 地 2	多目的ホール，会議室，和室， 調理室
	新潟市中央区古町通 1 3 番町 2 9 0 0 番 地 3	多目的ホール

別表第 4 のうち 4 7 の表多目的ホール 2 の項の次に次のように加える。

多目的ホール 3	1 時間につき	4 0 0
----------	---------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 2 年 5 月 9 日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 新潟市二葉コミュニティハウスの多目的ホール 3 にかかる行為のうち，次に掲げる行為については，この条例の施行前においても，改正後の新潟市コミュニティセンター及

びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

- (1) 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し
- (2) 指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為
- (3) 利用者が行う利用の取止めの申出
- (4) 前3号に関し必要な手続
- (5) 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

議案第19号

### 新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の5中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第12条の9中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「610,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第4項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第5項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第 20 号

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について**

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例**

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表秋葉区の項中「新潟市秋葉区新保 2 3 番地 2」を「新潟市秋葉区横川浜 5 4 1 番地 1」に改め、同表西蒲区の項中「新潟市西蒲区榎島 6 1 1 番地」を「新潟市西蒲区天竺堂 4 1 2 番地 4」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号

**新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する  
条例の一部改正について**

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例**

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年新潟市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「5 年間」を「1 0 年間」に改め，「児童福祉法」を削る。

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

**新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について**

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 4 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 令和 2 年 4 月 1 日以降に新たに放課後児童健全育成事業者を採用された放課後児童支援員については、当分の間、第 10 条第 3 項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者を採用された日から起算して 2 年を経過した日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

### 新潟市食品衛生法施行条例の一部改正について

新潟市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

新潟市食品衛生法施行条例（平成 12 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り，第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「別表第 4」を「別表第 2」に改め，同条第 2 項中「別表第 5」を「別表第 3」に改め，同条第 3 項中「別表第 4」を「別表第 2」に，「別表第 5」を「別表第 3」に改め，同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とする。

別表第 2 及び別表第 3 を削る。

別表第 4 中「第 5 条」を「第 4 条」に改め，同表第 15 項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め，同表第 16 項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め，同表第 26 項中「醬油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め，同表第 31 項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め，同表を別表第 2 とする。

別表第 5 中「第 5 条」を「第 4 条」に改め，同表を別表第 3 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 営業者の遵守すべき管理運営基準については，この条例の施行の日から令和 3 年 5 月 31 日までの間は，改正前の第 3 条に規定する基準によるものとする。

議案第 24 号

### 新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 25 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 12 条第 1 項第 3 号」を「第 12 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 11 条第 1 項及び第 2 項中「人に害を加えた」を「人をかんだ」に改め、同条第 3 項中「犬により害を加えられた」を「犬にかまれた」に改める。

第 15 条中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条の 2」に改める。

第 17 条第 1 項及び第 3 項中「人に害を」を「人の生命又は身体に危害を」に改め、同条第 4 項中「害を」を「生命又は身体に危害を」に改める。

第 24 条中「第 34 条第 1 項」を「第 37 条の 3 第 1 項」に改める。

第 25 条第 1 項中「（人の住居を除く。）」を削る。

第 26 条の見出しを「（措置命令等）」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、動物の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、法第 25 条の規定に基づく措置ができる場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第29条中「第26条」を「第26条第1項又は第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第24条の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

議案第 25 号

### 新潟市公衆浴場法施行条例の一部改正について

新潟市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

新潟市公衆浴場法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号ウ、オ、カ及びキ中「おおむね」を削り、同項第 3 号ウ中「水素イオン濃度指数」を「pH 値」に改め、同号エを次のように改める。

エ 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。以下この項において同じ。）は、1 リットルにつき 3 ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 10 ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 10 ミリグラム以下であること。

第 4 条第 2 項第 3 号オ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同項第 4 号イ（イ）に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものは、2 か月に 1 回以上行うこと。

- a 7 日を超えて使用しているもの
- b 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水中に気泡を発生させることにより空气中に微小な水粒を発生させる設備を使用しているもの

第 4 条第 2 項第 4 号イ（ウ）を削り、同号ウただし書中「使用する」を「使用し、又は浴用剤その他これに類するものを使用する」に改め、同号ウ（イ）を次のように改める。

（イ） 有機物は、1 リットルにつき 8 ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸

カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第 26 号

### 新潟市旅館業法施行条例の一部改正について

新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟市旅館業法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号エ（イ） a（c）中「水素イオン濃度指数」を「pH 値」に改め、  
同号エ（イ） a（d）を次のように改める。

（d） 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。以下この項において同じ。）は、1 リットルにつき 3 ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 10 ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 10 ミリグラム以下であること。

第 4 条第 1 項第 3 号エ（イ） a（e）中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同号エ（エ） a（b）を次のように改める。

（b） 有機物は、1 リットルにつき 8 ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 25 ミリグラム以下であること。  
ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 25 ミリグラム以下であること。

第 4 条第 1 項第 3 号エ（キ）、（ケ）、（コ）及び（サ）中「おおむね」を削る。

第 9 条第 1 号中「第 6 条第 2 号から第 4 号まで」の次に「（簡易宿所営業の施設にあつては、第 6 条第 2 号ウを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 27 号

**新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部改正について**

新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例**

新潟市ラブホテル建築等規制条例（昭和 59 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「を有しない」を「に該当する」に改める。

第 3 条の見出し中「事前届出」を「事前申出」に改め、同条第 1 項中「（という。）は」の次に「、当該建築物がラブホテルに該当するか否かの判定を受けるまでは」を加え、「の前に、市長に届け出なければならない」を「をすることができない」に改め、同条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 建築主は、前項の判定を受けるため、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出がされた場合において、規則で定めるところにより、申出に係る建築物がラブホテルに該当するか否かを、建築主に対し通知するものとする。

第 3 条に次の 2 項を加える。

6 建築主は、第 3 項の通知を受けた後、第 9 条の規定による検査の終了後 6 月後までの間において建築計画の変更をしようとするときは、再度市長に申し出なければならない。

7 第 3 項の規定は、前項の規定による申出がされた場合について準用する。

第 4 条第 1 項中「前条第 2 項」を「前条第 4 項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 2 項中「前条第 2 項」を「前条第 4 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 4 項」に改める。

第5条中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

第6条中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改め、「を得た建築主が」の次に「第3条第6項の規定による建築計画変更の申出なく」を、「現場管理者」の次に「（以下「建築主等」という。）」を加える。

第7条第2項中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

第8条及び第9条第2項中「第3条第1項」の次に「又は第6項」を加え、「届出」を「申出」に改める。

第10条中「第1項」の次に「から第3項までの規定」を加え、「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「第3条第1項」の次に「又は第6項」を加え、「届出」を「申出」に改め、同条第2号中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改め、同条第5号中「別表第1第7号」を「別表第1第5号」に改める。

別表第1第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 駐車場及び屋外から、玄関、フロントその他の共用部分を利用せずに、客同士が対面することなく客室を出入りできる構造
- (2) ロビー、応接室等の施設が、自由に利用できず、かつ、客室数に応じた広さを有しない構造

別表第1第3号を削り、同表第4号中「の施設」を「を有しない構造」に改め、同号を同表第3号とし、同表第5号中「損なわない素朴な」を「損なう」に改め、同号を同表第4号とし、同表第6号を削り、同表第7号を同表第5号とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市ラブホテル建築等規制条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に第3条第2項及び第6項の規定（第10条で準用する場合を含む。）による申出について適用し、施行日前にされた改正前の新潟市ラブホテル建築等規制条例第3条第1項の規定による届出については、なお従前の例による。

議案第 28 号

**新潟市毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正について**

新潟市毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例**

新潟市毒物及び劇物取締法施行条例（平成 12 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 16 条の 2」を「第 17 条」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

**新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について**

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年新潟市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 4 浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録の有効期間ごとに、規則で定める研修を受けさせなければならない。ただし、当該登録の有効期間内に浄化槽管理士免状の交付を受けた浄化槽管理士は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に市長の登録を受けて市内で浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第 9 条第 4 項の規定は、適用しない。

議案第 30 号

**新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について**

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

新潟市病院事業使用料及び手数料条例（昭和 34 年新潟市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

分娩型居室	1 日	16,500 円	を
-------	-----	----------	---

」

「

産科特別室	1 日	9,900 円	に改める。
-------	-----	---------	-------

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。



議案第 31 号

**新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について**

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和 41 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（団員の種類）

第 1 条の 2 団員の種類は，次に掲げるとおりとする。

- （1） 基本団員 次号に規定する機能別団員以外の団員をいう。
- （2） 機能別団員 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学，短期大学，高等専門学校若しくは修業年限 2 年以上の専門課程の専修学校又はこれらと同等と認める学校等に在籍している団員で，従事すべき消防事務の範囲が極めて限定された規則で定める特定の任務に従事するものをいう。

第 2 条を次のように改める。

（定員）

第 2 条 団員の定員は，次に掲げるとおりとする。

- （1） 基本団員 6,093 人
- （2） 機能別団員 350 人

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の条例定員は，前項各号の定員を合計した数とする。

3 施行令第4条第3項の条例定員は、第1項第1号の数とする。

第9条ただし書中「招集」を「基本団員は、招集」に改める。

第14条第2項中「団員」を「基本団員」に改める。

別表中

「

団員	機関係である者	27,600
	その他の団員	23,000

を

」

「

団員	機関係である者	27,600
	機能別団員	9,600
	その他の団員	23,000

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

**新潟市消防関係手数料条例の一部改正について**

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例**

新潟市消防関係手数料条例（平成 2 2 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 9 の項第 2 号中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

### 新潟市監査委員条例の一部改正について

新潟市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市監査委員条例の一部を改正する条例

新潟市監査委員条例（昭和 39 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

第 7 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（内部統制評価報告書の審査）

第 8 条 法第 150 条第 5 項の審査は、市長からその審査を求められたときに行う。

2 監査委員は、前項の規定による審査を終了したときは、その意見書を市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

**町（字）の区域及び名称の変更について**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

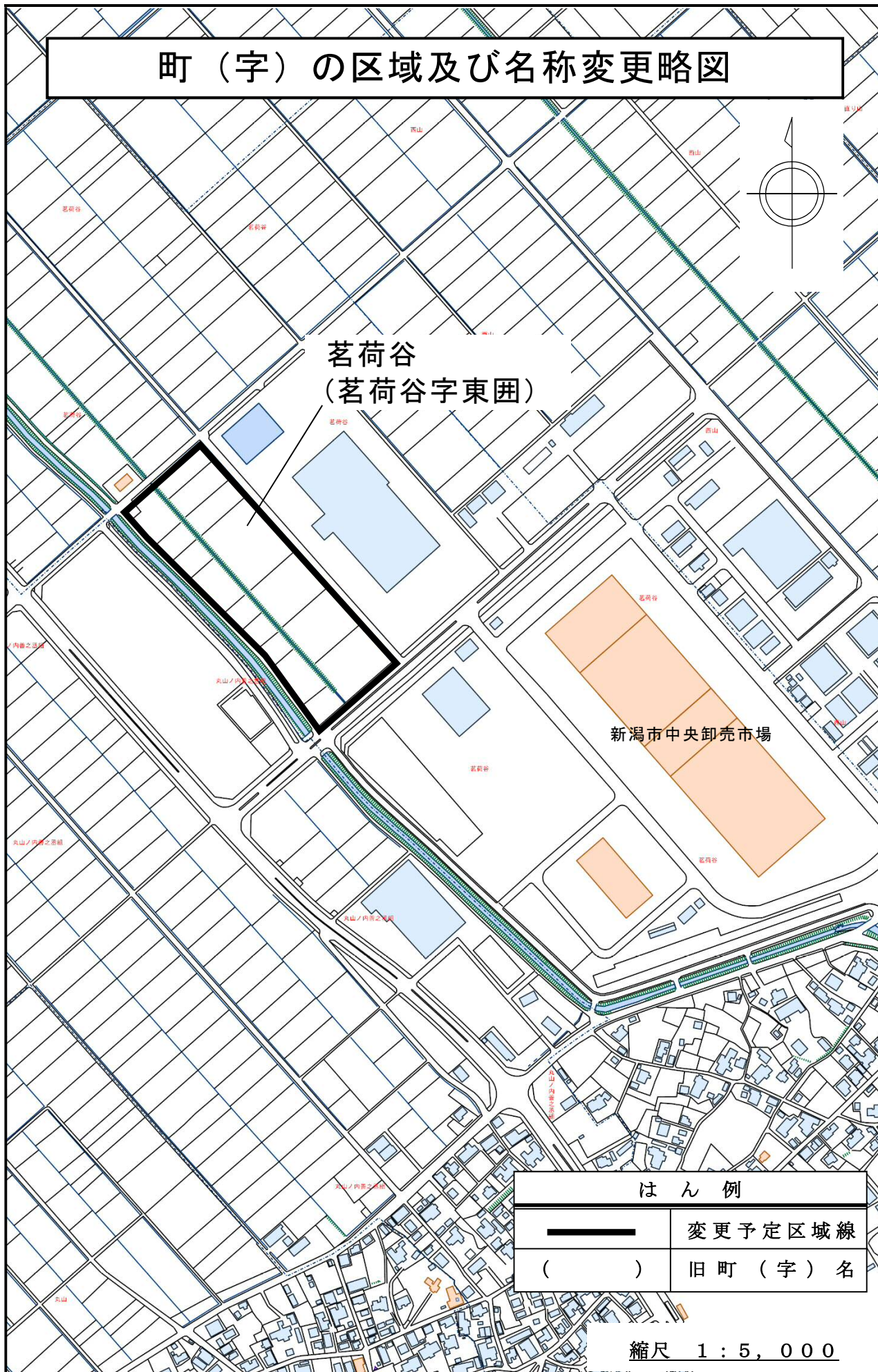
町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変更後
町	字	地 番	町
茗荷谷	東囲	979の1から979の5まで、984の1、 984の2、985の1、985の2、986、 987の1、987の2、988の1、988の2、 992、993の1、993の2、994の1、 994の2、998の1、998の2、999、 1000の1、1000の2、1001、 1002の1、1002の2、1005、 1006の1、1006の2、 1007の1から1007の3まで、 1008の1から1008の7まで、1060、 1061の1から1061の9まで、 1062から1070まで、1072から1081まで	茗荷谷

及び当該変更に伴う公有地を含む。



# 町（字）の区域及び名称変更略図



議案第 35 号

**新潟市及び加茂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により，新潟市及び加茂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を次のとおり締結するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市及び加茂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約**

新潟市（以下「甲」という。）及び加茂市（以下「乙」という。）は，連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付け総行市第 200 号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏として新潟広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき，次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第 1 条 この連携協約は，甲及び乙が連携して，圏域全体の経済成長のけん引，高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることにより，人口減少・少子高齢社会にあっても，活力ある地域経済を維持し，住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は，前条に規定する目的を達成するため，次条に規定する取組を連携して推進するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第 3 条 甲及び乙が連携する取組及び役割分担は，別表に掲げるとおりとする。

（費用負担）

第 4 条 前条に規定する取組に要する費用の分担については，甲及び乙が協議して別に定める。



(協議)

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 圏域全体の経済成長のけん引

	取組	甲の役割	乙の役割
産学金官民が一体となった経済成長の推進	産学金官民一体となった懇談会を設置して新潟圏ビジョンの進捗管理を行うとともに、今後の圏域の在り方の検討に取り組む。	乙と連携して、新潟圏ビジョンの進捗管理を行うとともに、経済成長の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、新潟圏ビジョンの進捗管理に協力するとともに、経済成長の推進に取り組む。
創業促進や地域企業等の成長促進	創業への支援、地域企業等による新規事業展開や販路拡大の支援などに取り組む。	乙と連携して、地域企業等の成長促進に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域企業等の成長促進に取り組む。
地域資源を活用	地域資源を活用した商	乙と連携して、地	甲と連携して、地

した地域経済の裾野拡大	品・サービスの開発や販路開拓の推進に取り組む。	域経済の裾野拡大に中心となって取り組む。	域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	観光客の受入環境の整備を図りながら、圏域内の観光資源を活用し、コンベンション等（MICE）も含めた交流人口の拡大に取り組む。	乙と連携して、戦略的な観光施策の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	国内外に対する効果的な情報発信等により、経済成長のけん引に取り組む。	乙と連携して、経済成長のけん引に中心となって取り組む。	甲と連携して、経済成長のけん引に取り組む。

## 2 高次の都市機能の集積・強化

	取組	甲の役割	乙の役割
高度な中心拠点や圏域内外へのアクセス拠点の整備	高度な中心拠点や交通アクセス拠点の整備、利用促進等に取り組む。	高度な中心拠点の整備等に取り組む。	甲の取組に協力する。
高等教育・研究開発の環境整備	高度専門的な研究開発機関の環境整備や研究成果の活用等に取り組む。	研究開発の環境整備等に取り組む。	甲の取組に協力する。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

	取組	甲の役割	乙の役割
福祉	少子高齢社会に対応した福祉サービスの充実に取り組む。	乙と連携して、福祉の充実に取り組む。	甲と連携して、福祉の充実に取り組む。
教育・文化・スポーツ	公共施設の相互利用等による教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	乙と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
土地利用	コンパクトシティをはじめとした、圏域全体の土地利用の在り方の検討に取り組む。	乙と連携して、土地利用の検討に取り組む。	甲と連携して、土地利用の検討に取り組む。
地域振興	地域の観光資源の開発や商店街の活性化等に取り組む。	乙と連携して、地域振興に取り組む。	甲と連携して、地域振興に取り組む。
災害対策	災害時の連携体制の構築や防災・減災施策の推進に取り組む。	乙と連携して、災害対策に取り組む。	甲と連携して、災害対策に取り組む。
環境	自然環境の保全や循環型社会の構築に取り組む。	乙と連携して、環境対策に取り組む。	甲と連携して、環境対策に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

	取組	甲の役割	乙の役割

地域公共交通	地域公共交通ネットワークの確保や利便性向上に取り組む。	乙と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。	甲と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。
I C Tインフラ整備	I C T環境の整備や各分野での活用に取り組む。	乙と連携して、I C Tインフラ整備に取り組む。	甲と連携して、I C Tインフラ整備に取り組む。
道路等の交通インフラの整備・維持	道路の老朽化対策やネットワーク機能の向上に取り組む。	乙と連携して、道路等の交通インフラの整備・維持に取り組む。	甲と連携して、道路等の交通インフラの整備・維持に取り組む。
地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	食の安全・安心の確保や地産地消の推進に取り組む。	乙と連携して、地産地消の推進に取り組む。	甲と連携して、地産地消の推進に取り組む。
地域内外の住民との交流・移住促進	圏域の魅力の効果的な発信等により、東京圏等からの移住・定住の促進に取り組む。	乙と連携して、移住・定住の促進に取り組む。	甲と連携して、移住・定住の促進に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

	取組	甲の役割	乙の役割
人材の育成	圏域内市町村の職員等の能力向上を図るため、研修の共同実施等に取り組む。	乙と連携して、人材の育成に取り組む。	甲と連携して、人材の育成に取り組む。
圏域内市町村の	圏域内市町村の職員同	乙と連携して、圏	甲と連携して、圏

職員等の交流	士の連携強化等を図るため、人事交流の推進に取り組む。	域内市町村の職員等の交流に取り組む。	域内市町村の職員等の交流に取り組む。
--------	----------------------------	--------------------	--------------------

議案第36号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和2年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	豊栄駅・ 木崎線	新潟市北区柳原一丁目 4338 番地先	新潟市北区鳥屋字鳥屋前 652 番 1 地先
		新潟市北区木崎字柳原 1174 番 1 地先	
2	豊栄 1 - 9 1 5 号線	新潟市北区前新田字前新田甲 27 番 3 地先	新潟市北区前新田字古囲 内甲 92 番 9 地先
		新潟市北区前新田字古囲内甲 92 番 5 地先	
2	豊栄 1 - 9 1 6 号線	新潟市北区前新田字古囲内甲 92 番 18 地先	新潟市北区前新田字古囲 内甲 92 番 17 地先
		新潟市北区前新田字古囲内甲 92 番 16 地先	
3	東 4 - 1 4 6 号線	新潟市東区竹尾一丁目 531 番 14 地先	新潟市東区竹尾一丁目 531 番 1 地先
		新潟市東区竹尾一丁目 531 番 1 地先	
4	南 3 - 1 2 5 号線	新潟市中央区上所三丁目 354 番 57 地先	新潟市中央区上所三丁目 354 番 112 地先
		新潟市中央区上所三丁目 354 番 81 地先	
4	南 3 - 1 2 6 号線	新潟市中央区上所三丁目 354 番 57 地先	新潟市中央区上所三丁目 354 番 69 地先
		新潟市中央区上所三丁目 354 番 85 地先	
4	南 3 - 1 2 7 号線	新潟市中央区上所三丁目 354 番 93 地先	新潟市中央区上所三丁目 354 番 92 地先
		新潟市中央区上所三丁目 354 番 91 地先	
4	南 3 - 1 2 8 号線	新潟市中央区上所三丁目 354 番 69 地先	新潟市中央区上所三丁目 354 番 75 地先
		新潟市中央区上所三丁目 354 番 81 地先	
4	南 3 - 1 2 9 号線	新潟市中央区上所三丁目 354 番 62 地先	新潟市中央区上所三丁目 354 番 85 地先
		新潟市中央区上所三丁目 354 番 96 地先	

整理 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
4	南4－	新潟市中央区女池四丁目 801 番 2 地先		新潟市中央区女池四丁目 774 番 64 地先
	160号線	新潟市中央区女池四丁目 774 番 53 地先		
5	南7－	新潟市中央区上沼 720 番 3 地先		新潟市中央区上沼 720 番 12 地先
	423号線	新潟市中央区上沼 720 番 15 地先		
6	東8－	新潟市江南区江口字伊勢堂 1602 番 8 地先		新潟市江南区江口字伊勢 堂 1602 番 6 地先
	189号線	新潟市江南区江口字上川原 5441 番 1 地先		
7	東8－	新潟市江南区茗荷谷字東囲 874 番 3 地先		新潟市江南区茗荷谷字東 囲 815 番地先
	339号線	新潟市江南区茗荷谷字東囲 815 番地先		
6	東9－	新潟市江南区三百地 5199 番 1 地先		新潟市江南区三百地 5200 番 1 地先
	159号線	新潟市江南区三百地 5200 番 13 地先		
7	東9－	新潟市江南区丸山字清水が丘 17 番 4 地先		新潟市江南区丸山字清水 が丘 16 番 2 地先
	160号線	新潟市江南区丸山字清水が丘 13 番 1 地先		
8	横越1－	新潟市江南区横越東町一丁目 3678 番 2 地先		新潟市江南区横越東町一 丁目 3677 番 21 地先
	308号線	新潟市江南区横越東町一丁目 3677 番 9 地先		
9	小須戸1－	新潟市秋葉区鎌倉字下谷内 49 番 1 地先		新潟市秋葉区天ヶ沢字大 沢谷内 798 番 2 地先
	334号線	新潟市秋葉区天ヶ沢字大沢谷内 762 番 2 地先		
9	小須戸1－	新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1123 番 8 地先		新潟市秋葉区矢代田字舟 戸 1123 番 26 地先
	340号線	新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1123 番 29 地先		
9	小須戸1－	新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1123 番 7 地先		新潟市秋葉区矢代田字舟 戸 1123 番 15 地先
	341号線	新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1123 番 18 地先		
10	小須戸1－	新潟市秋葉区横川浜字雁巻 594 番地先		新潟市秋葉区横川浜字雁 巻 601 番 1 地先
	342号線	新潟市秋葉区横川浜字潟端 508 番 1 地先		
11	白根1－	新潟市南区新飯田字前谷内 2996 番 12 地先		新潟市南区新飯田字前谷 内 8056 番 1 地先
	541号線	新潟市南区新飯田字前谷内 8061 番地先		

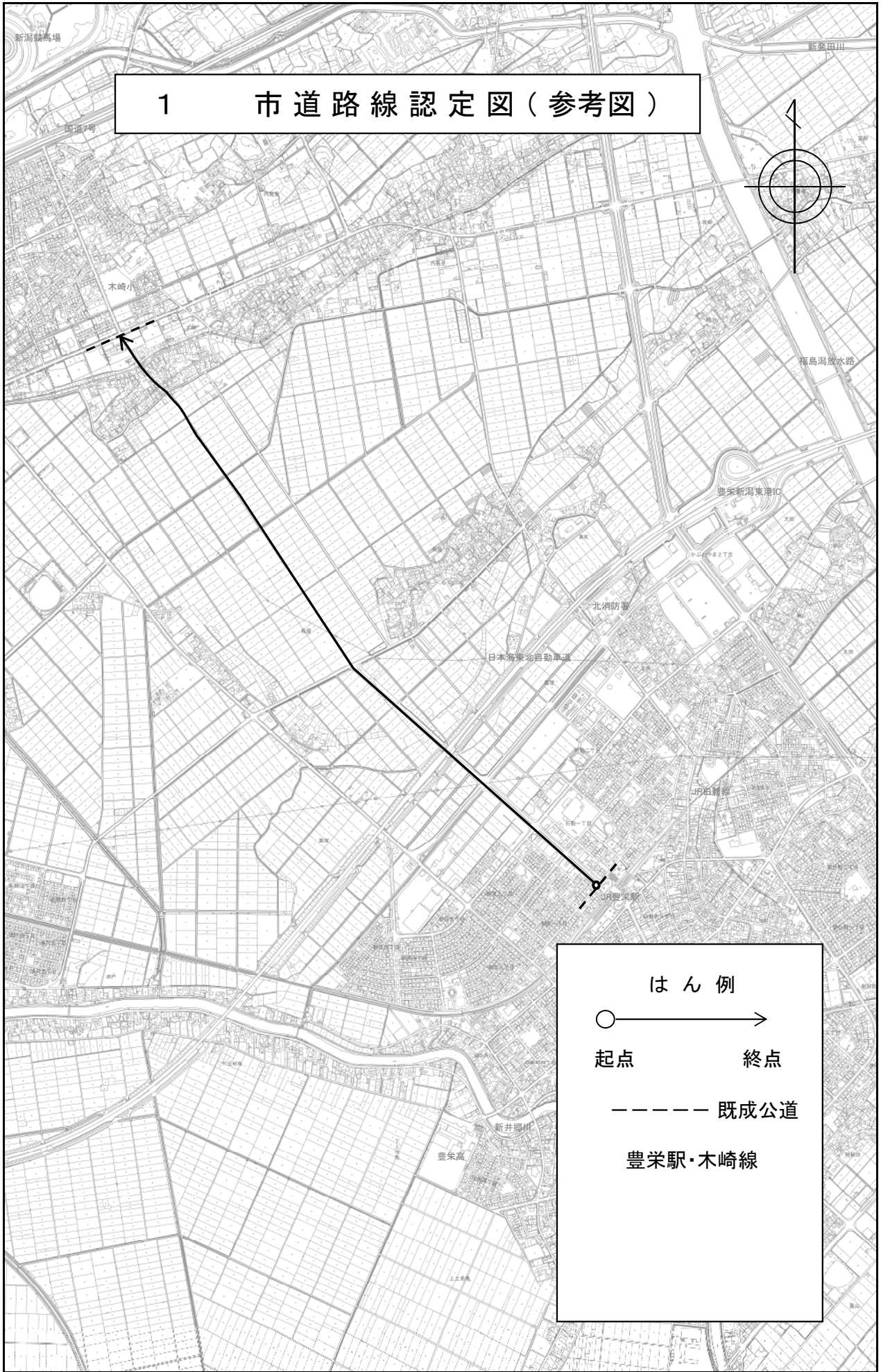
整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 0	白根 1 -	新潟市南区上八枚字居付 1818 番地先	新潟市南区上八枚字居付 1815 番 1 地先
	5 4 2 号線	新潟市南区上八枚字居付 1824 番地先	
1 2	西 2 -	新潟市西区五十嵐東三丁目 6280 番 11 地先	新潟市西区五十嵐東三丁 目 6278 番 13 地先
	3 0 2 号線	新潟市西区五十嵐東三丁目 6271 番 32 地先	
1 2	西 4 -	新潟市西区大野字村中 156 番 1 地先	新潟市西区大野字村中 177 番 1 地先
	1 8 9 号線	新潟市西区大野字村中 178 番 3 地先	
1 3	黒崎 2 -	新潟市西区板井字浦田 2592 番 11 地先	新潟市西区板井字浦田 2592 番 16 地先
	1 6 6 号線	新潟市西区板井字浦田 2592 番 19 地先	
1 3	黒崎 2 -	新潟市西区板井字浦田 2592 番 14 地先	新潟市西区板井字浦田 2592 番 7 地先
	1 6 7 号線	新潟市西区板井字浦田 2592 番 10 地先	
1 4	巻 2 -	新潟市西蒲区越前浜字向谷地 5317 番 2 地先	新潟市西蒲区越前浜字向 谷内 5317 番 16 地先
	5 4 1 号線	新潟市西蒲区越前浜字向谷地 5317 番 19 地先	



2 廃止する路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
15	豊栄駅・ 木崎線	新潟市北区葛塚字下大口 4365 番地先	新潟市北区鳥屋字鳥屋前 652 番 1 地先
		新潟市北区豊栄石動二丁目 5 番 1 地先	
15	豊栄 1 - 109 号線	新潟市北区木崎字木崎 17 番地先	新潟市北区木崎字柳原 1174 番地先
		新潟市北区木崎字柳原 1174 番地先	
16	東 8 - 189 号線	新潟市江南区江口字伊勢堂 4127 番地先	新潟市江南区江口字伊勢 堂 4126 番地先
		新潟市江南区江口字伊勢堂 4124 番 2 地先	
17	小須戸 1 - 334 号線	新潟市秋葉区天ヶ沢字大沢谷内 798 番 2 地先	新潟市秋葉区天ヶ沢字大 沢谷内 797 番 2 地先
		新潟市秋葉区天ヶ沢字大沢谷内 762 番 2 地先	





1 市道路線認定図(参考図)

はん例

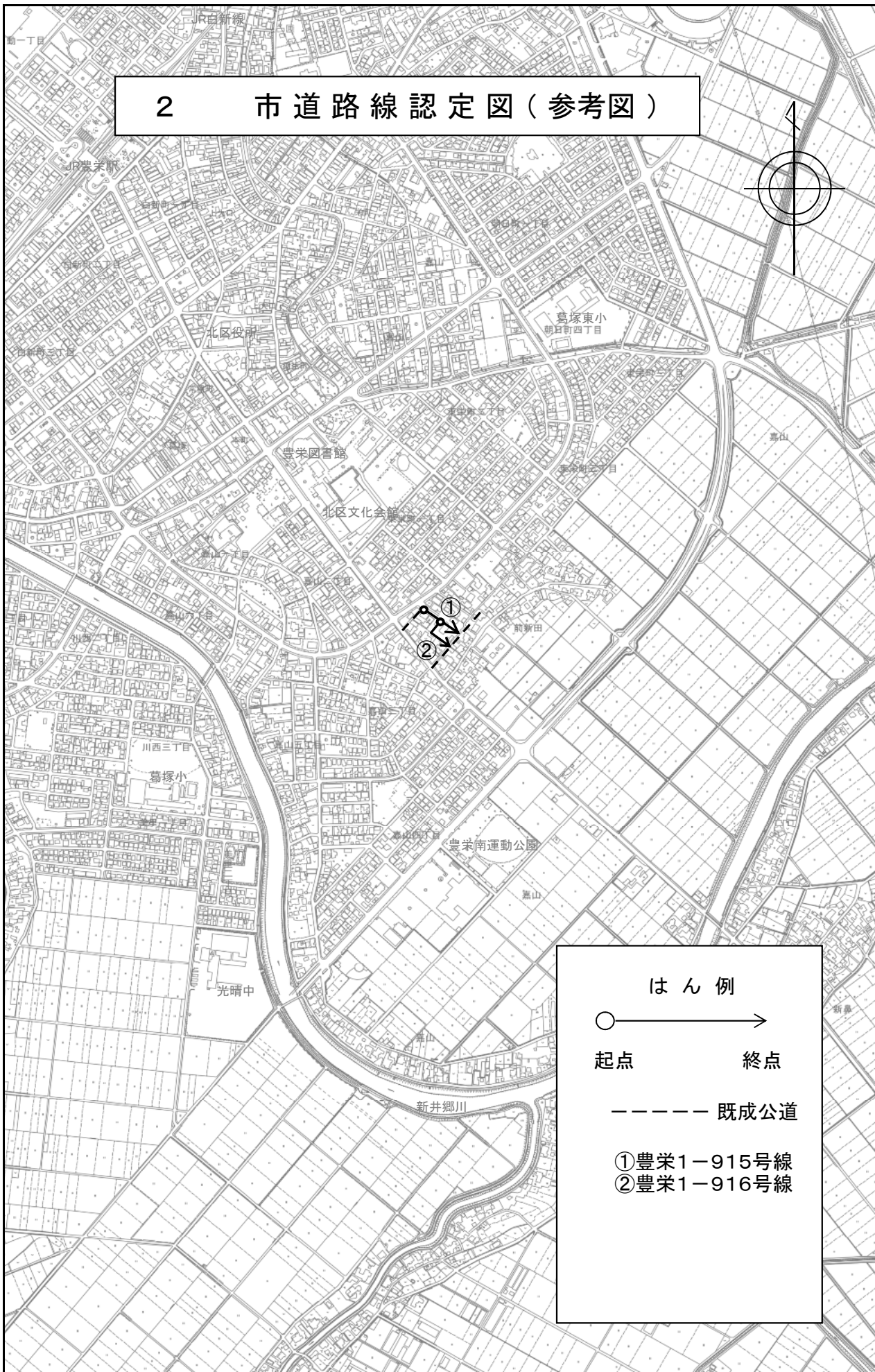
○ →

起点 終点

----- 既成公道

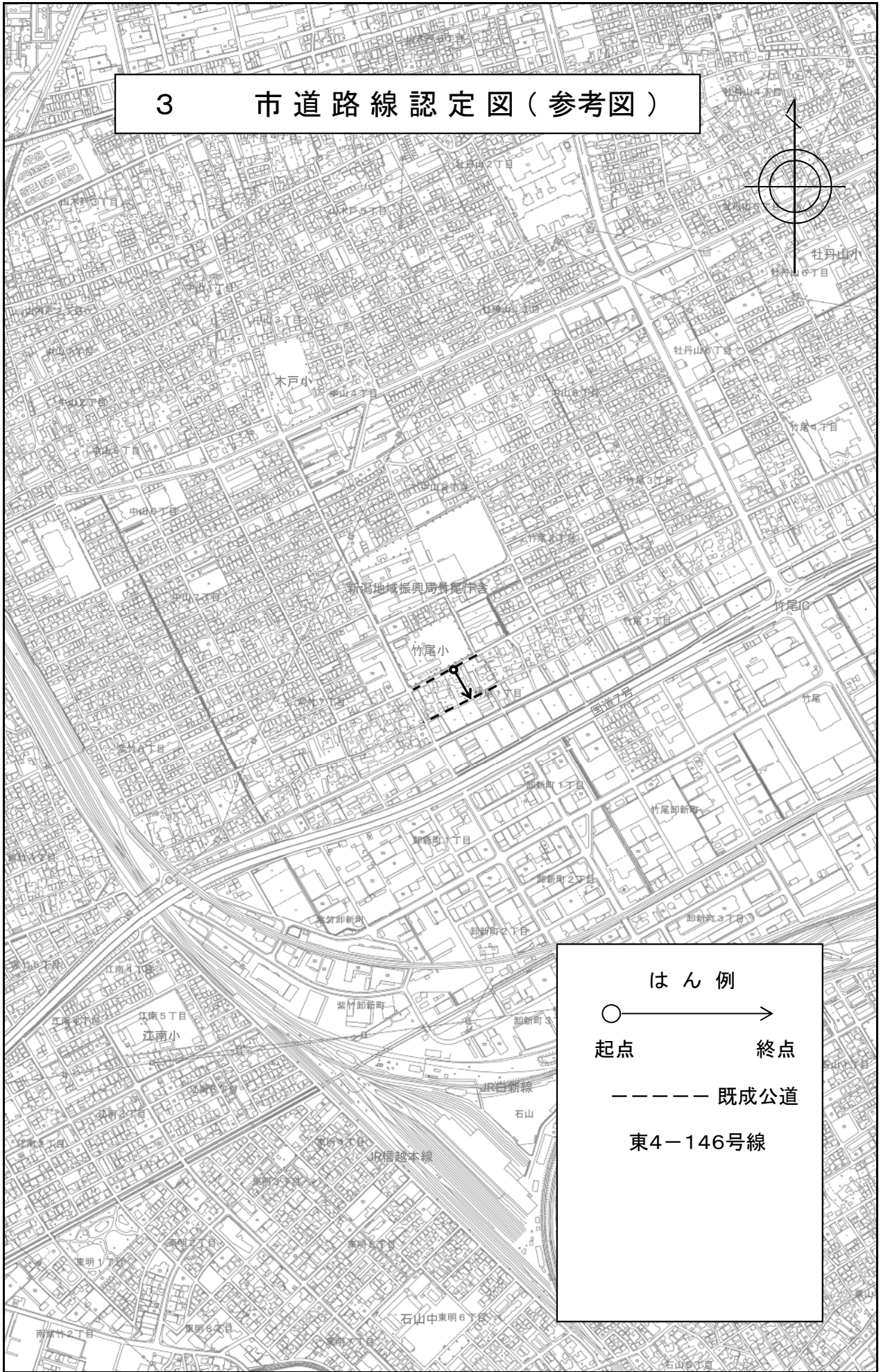
豊栄駅・木崎線

## 2 市道路線認定図（参考図）





### 3 市道路線認定図(参考図)



はん例

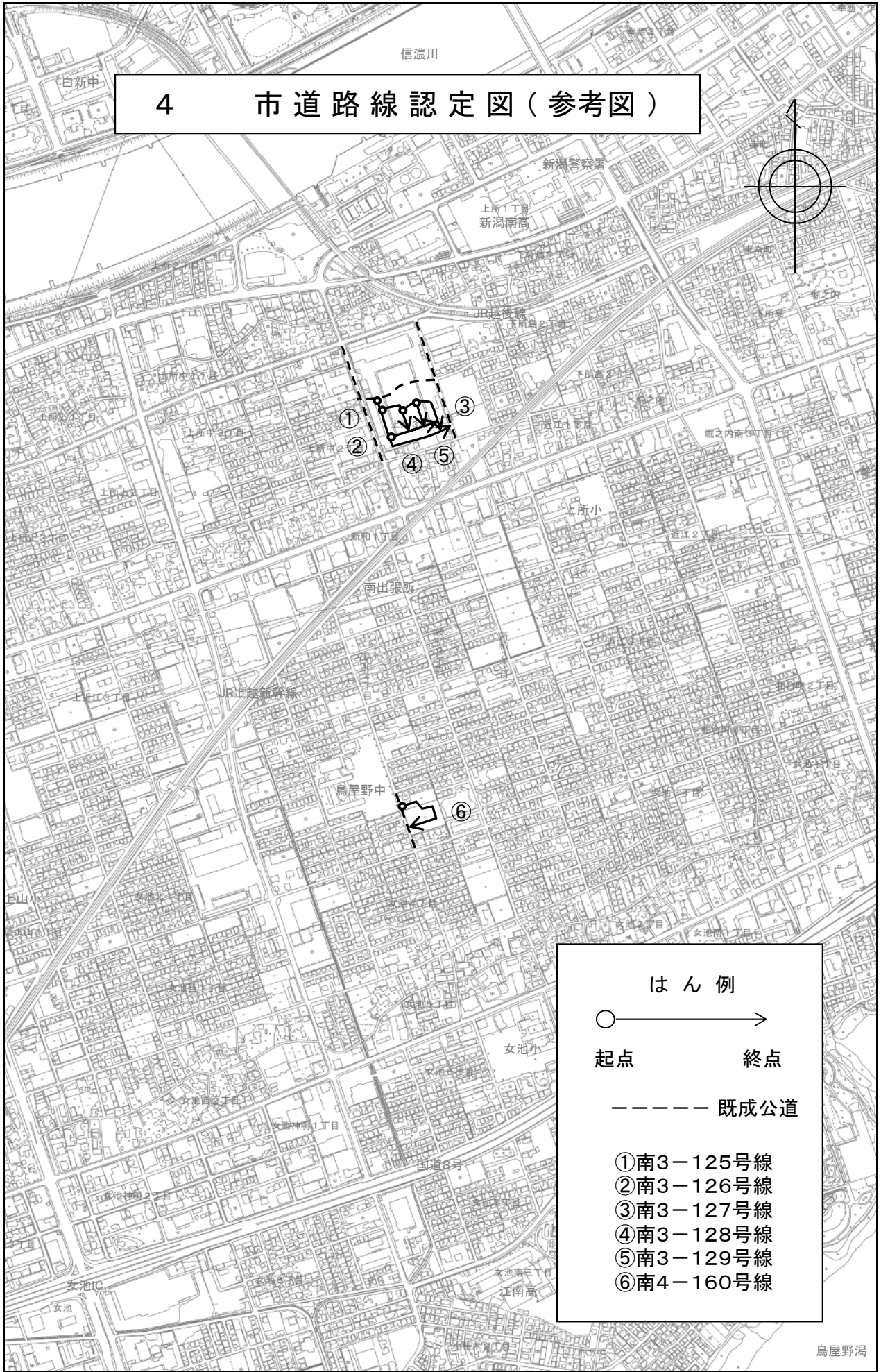
○ →

起点 終点

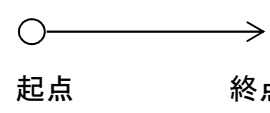
----- 既成公道

東4-146号線

# 4 市道路線認定図（参考図）



はん例

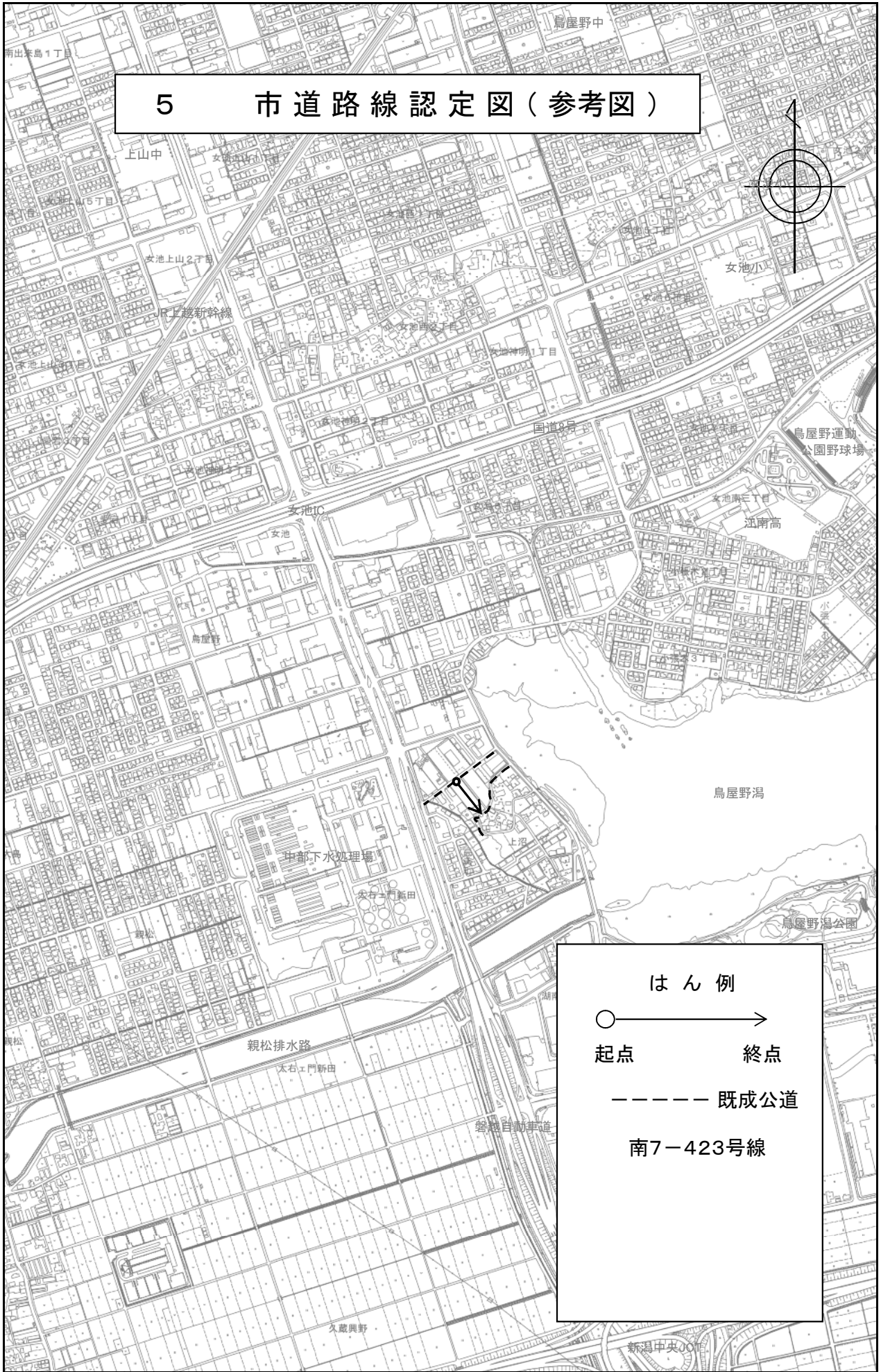


----- 既成公道

- ①南3-125号線
- ②南3-126号線
- ③南3-127号線
- ④南3-128号線
- ⑤南3-129号線
- ⑥南4-160号線



# 5 市道路線認定図(参考図)



はん例

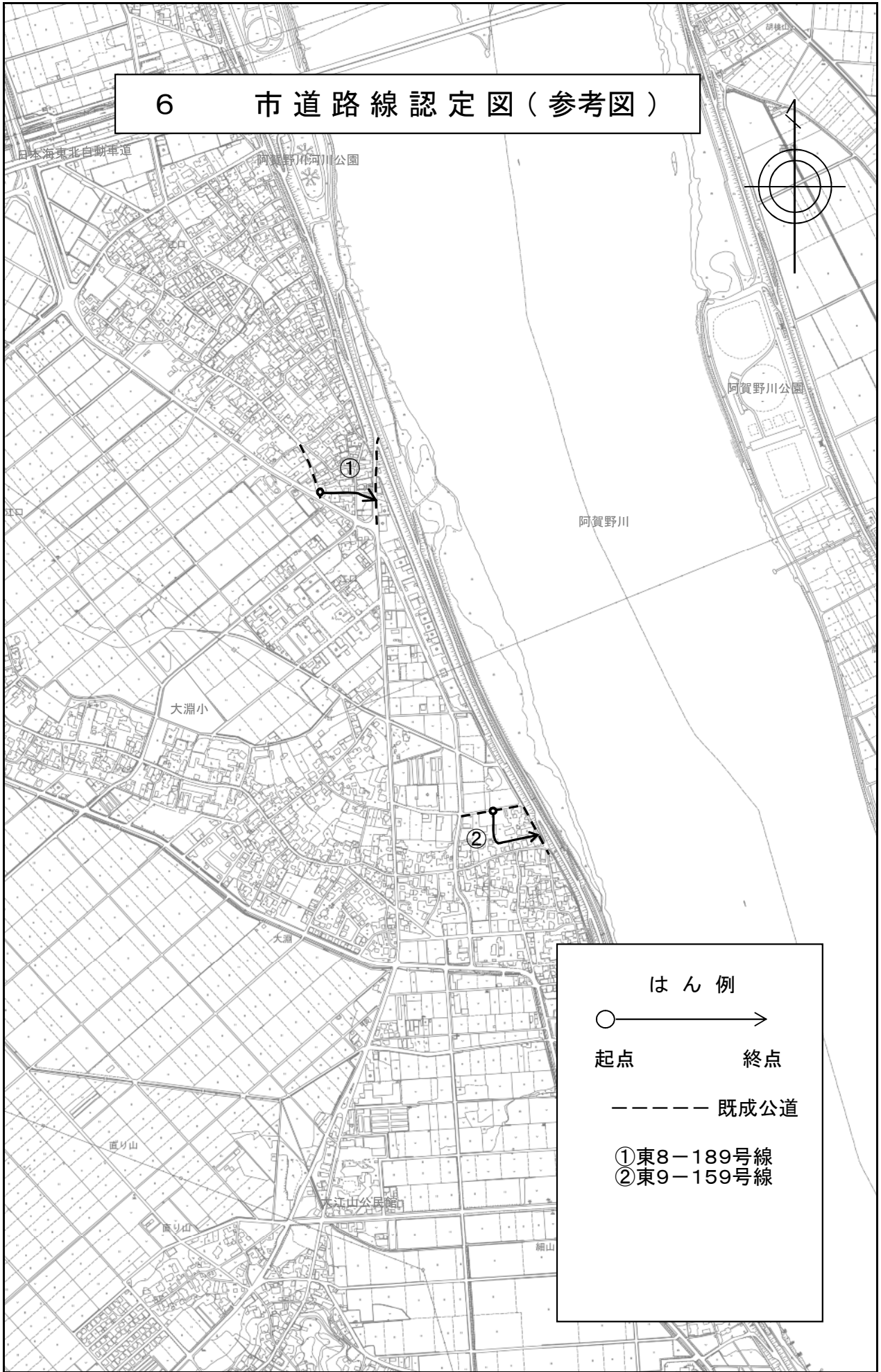
○ →

起点 終点

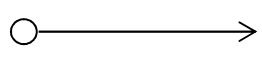
----- 既成公道

南7-423号線

# 6 市道路線認定図（参考図）



はん例



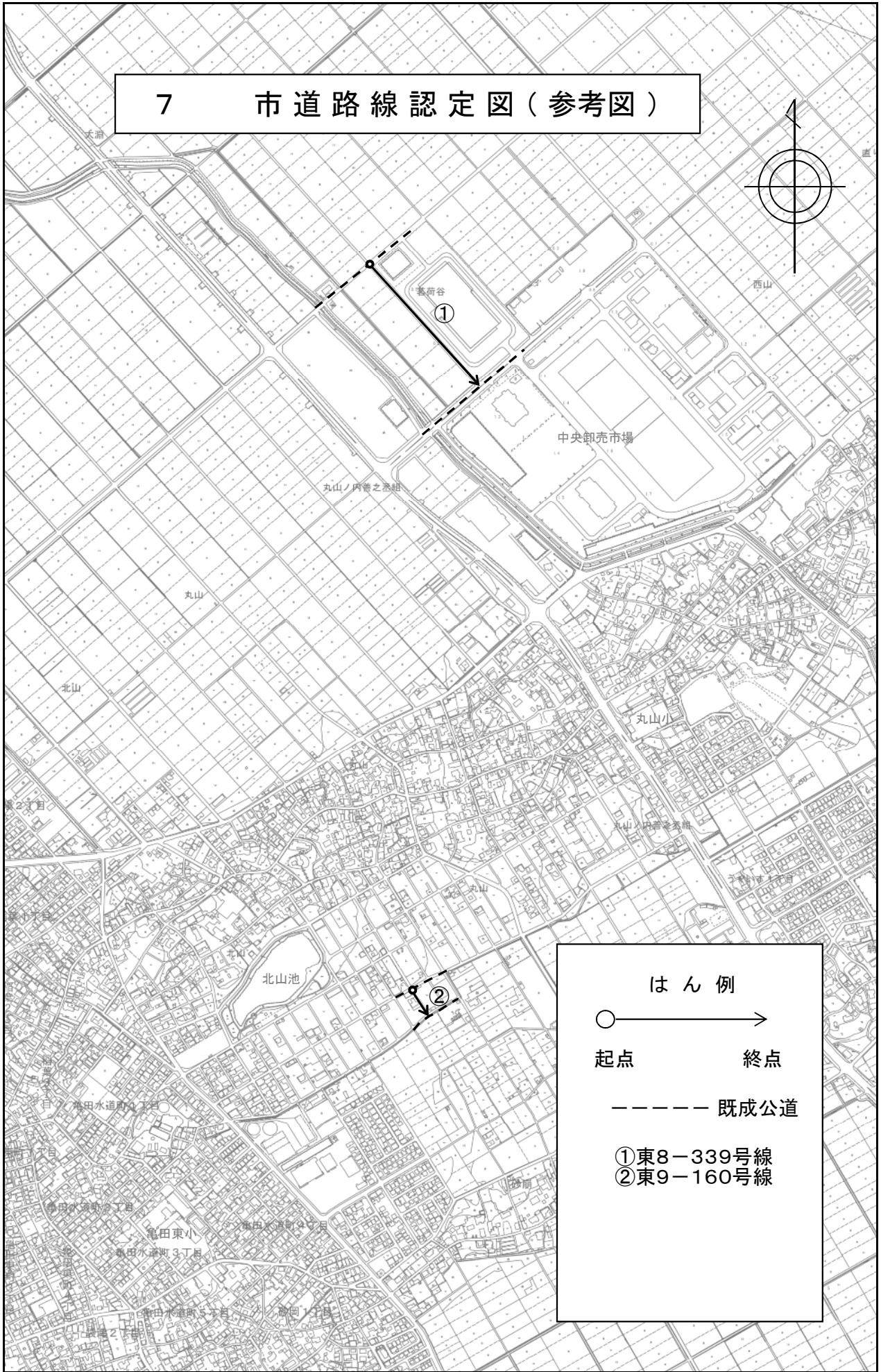
起点 終点

----- 既成公道

- ①東8-189号線
- ②東9-159号線



# 7 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →

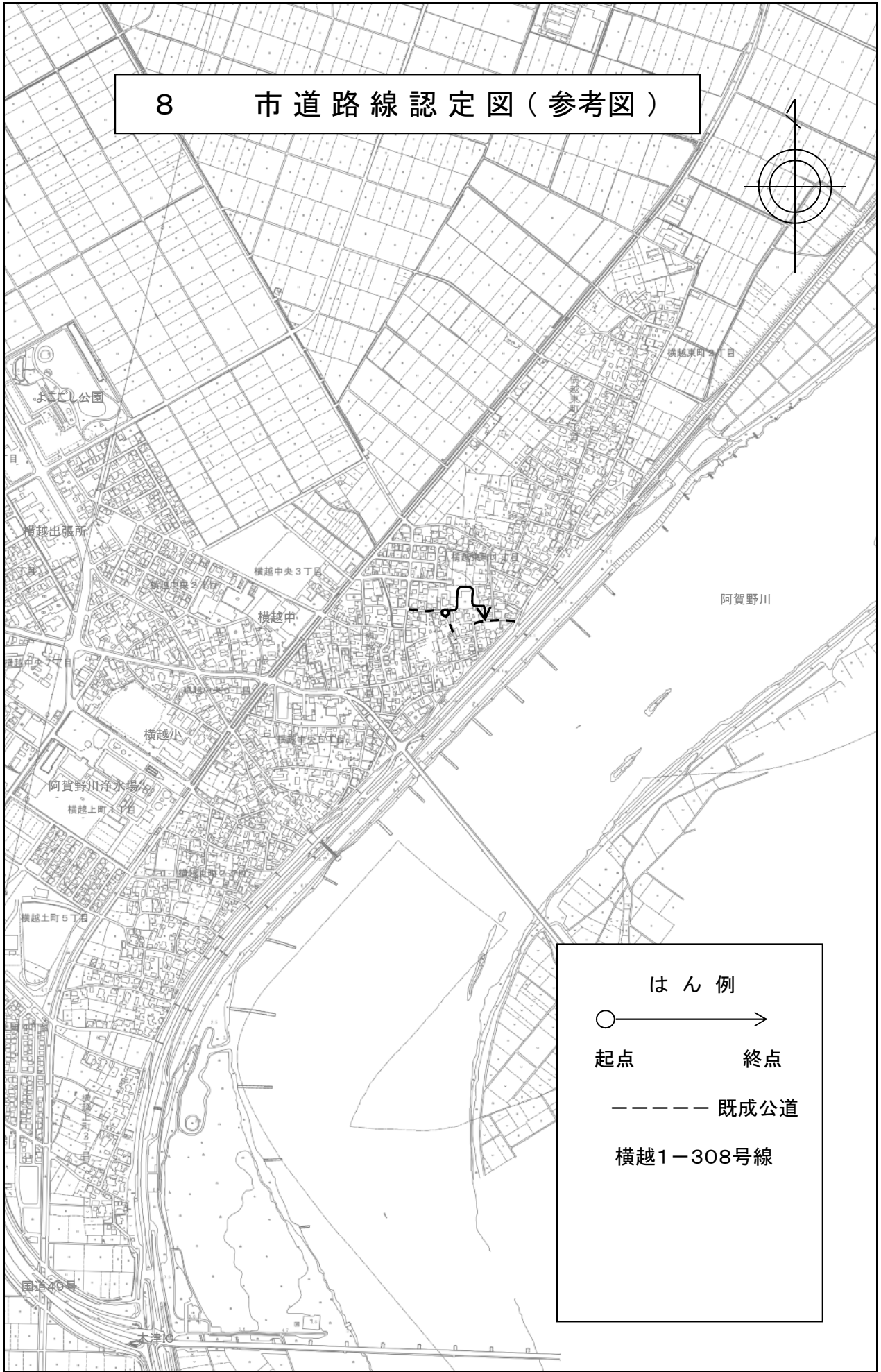
起点 終点

----- 既成公道

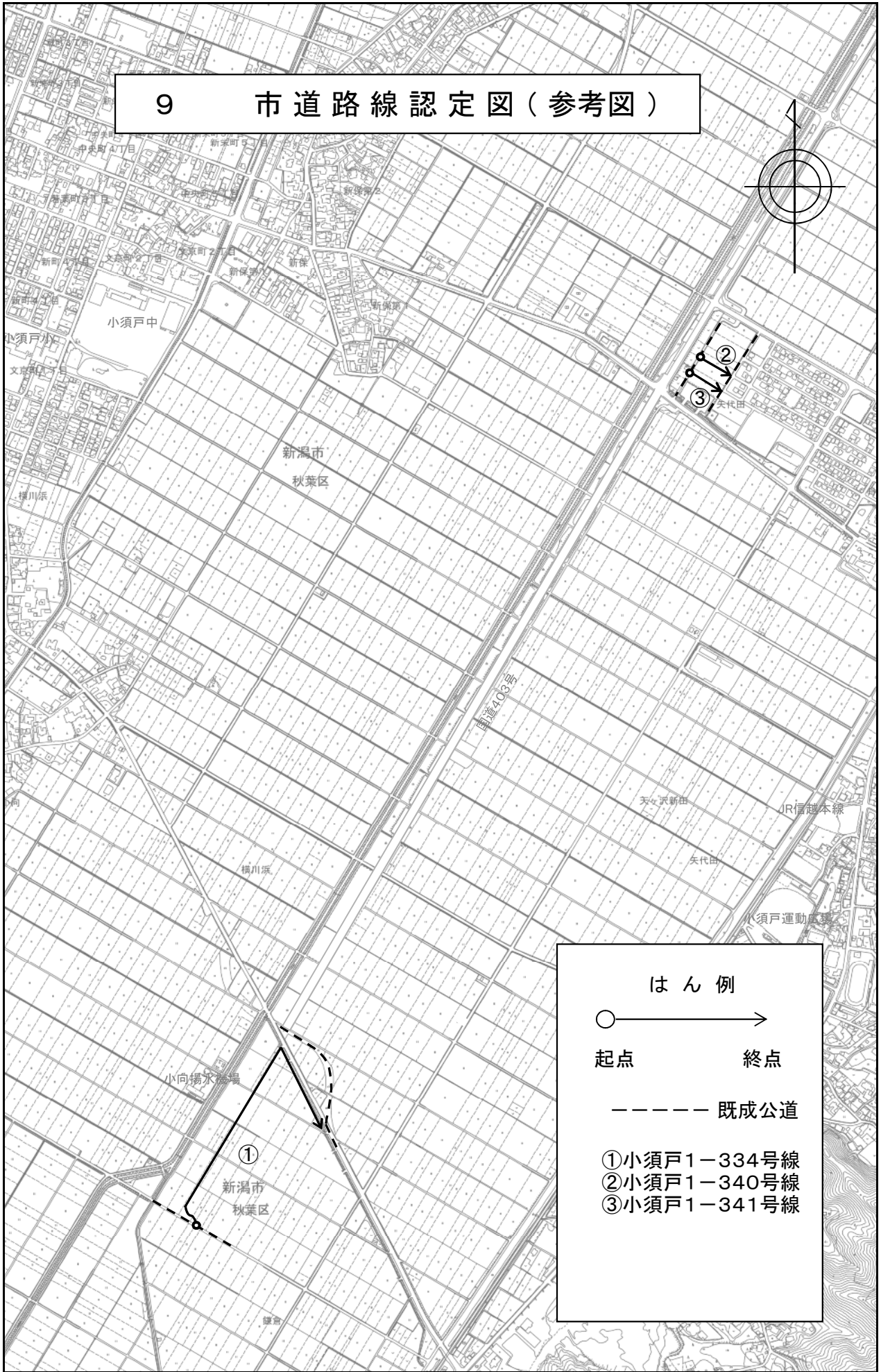
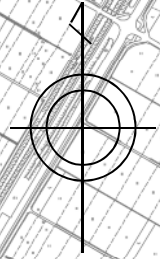
①東8-339号線

②東9-160号線

# 8 市道路線認定図（参考図）



# 9 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →

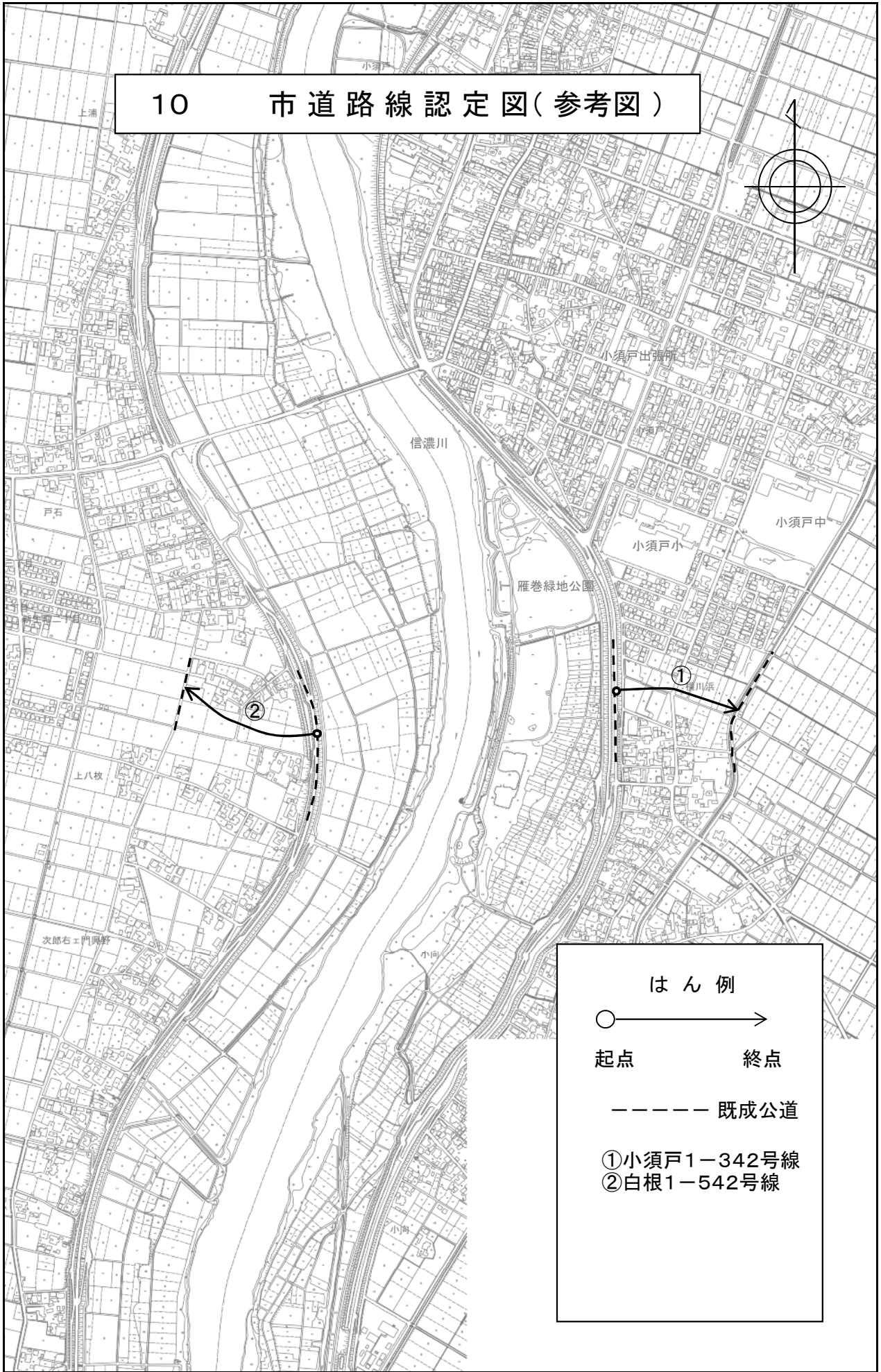
起点 終点

----- 既成公道

①小須戸1-334号線  
②小須戸1-340号線  
③小須戸1-341号線



# 10 市道路線認定図(参考図)



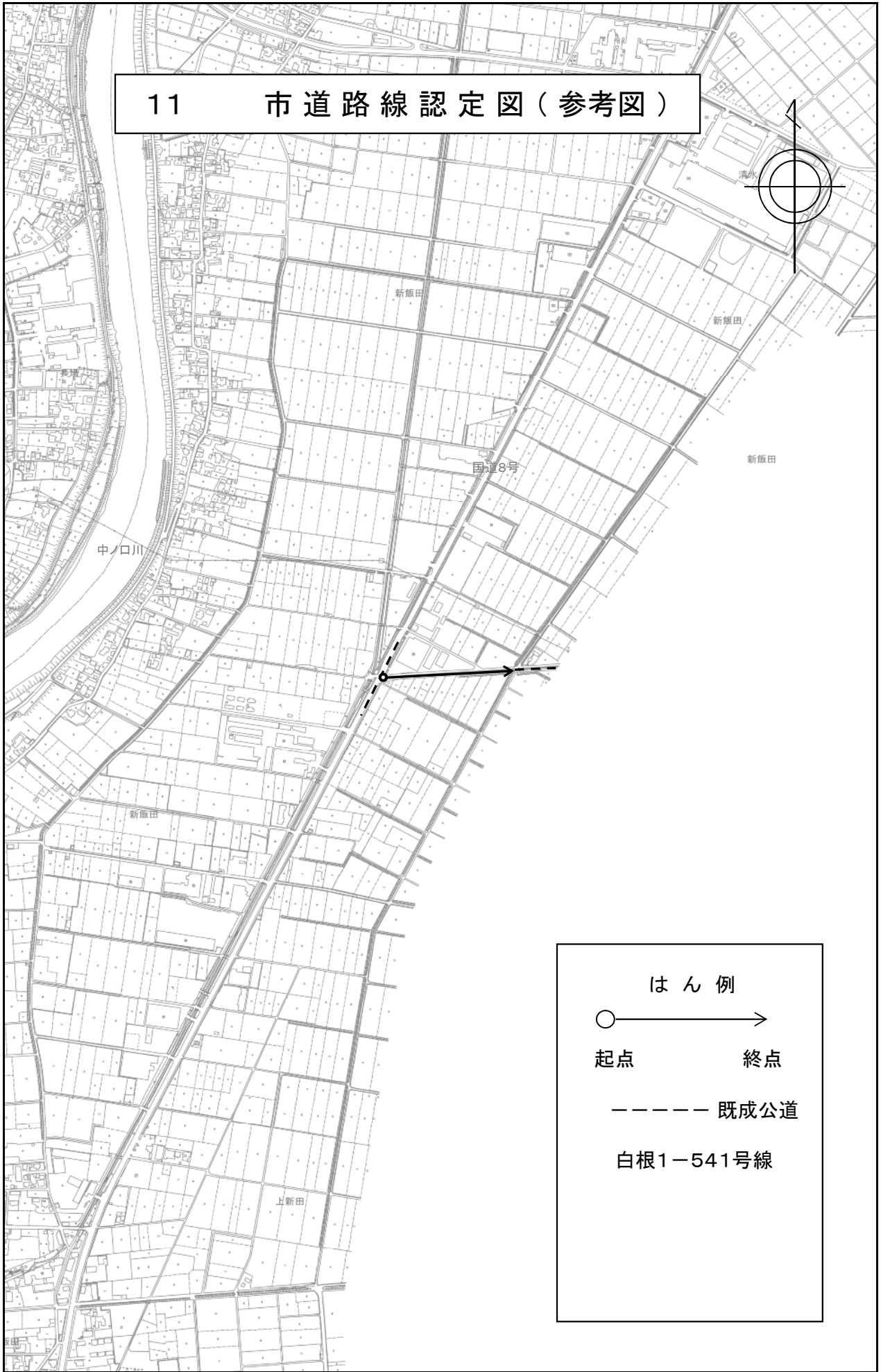
はん例

○ →  
起点 終点

----- 既成公道

- ①小須戸1-342号線
- ②白根1-542号線

11 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →

起点 終点

----- 既成公道

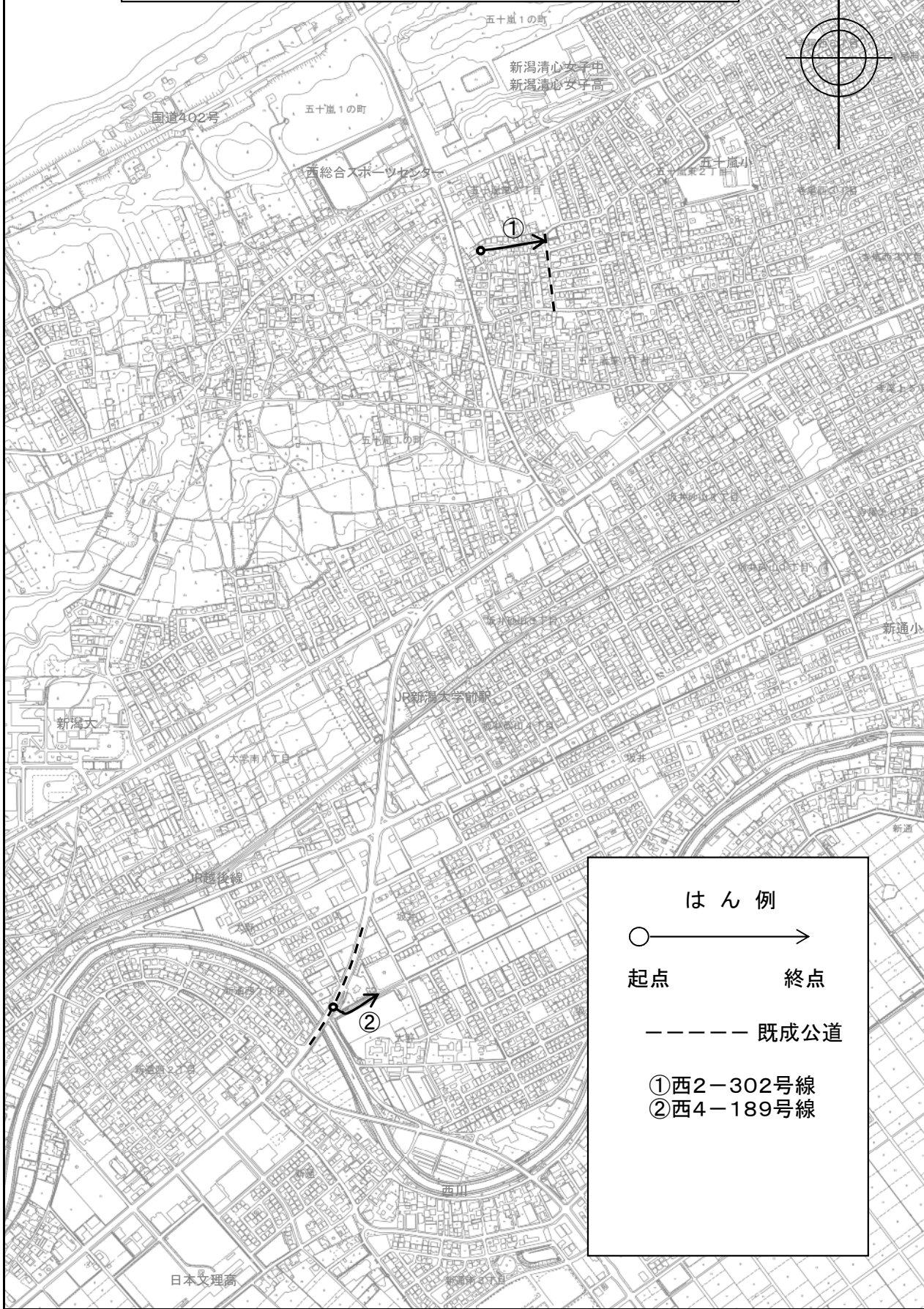
白根1-541号線

日本海

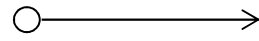
12

# 市道路線認定図（参考図）

新潟工業短期大



はん例



起点

終点

----- 既成公道

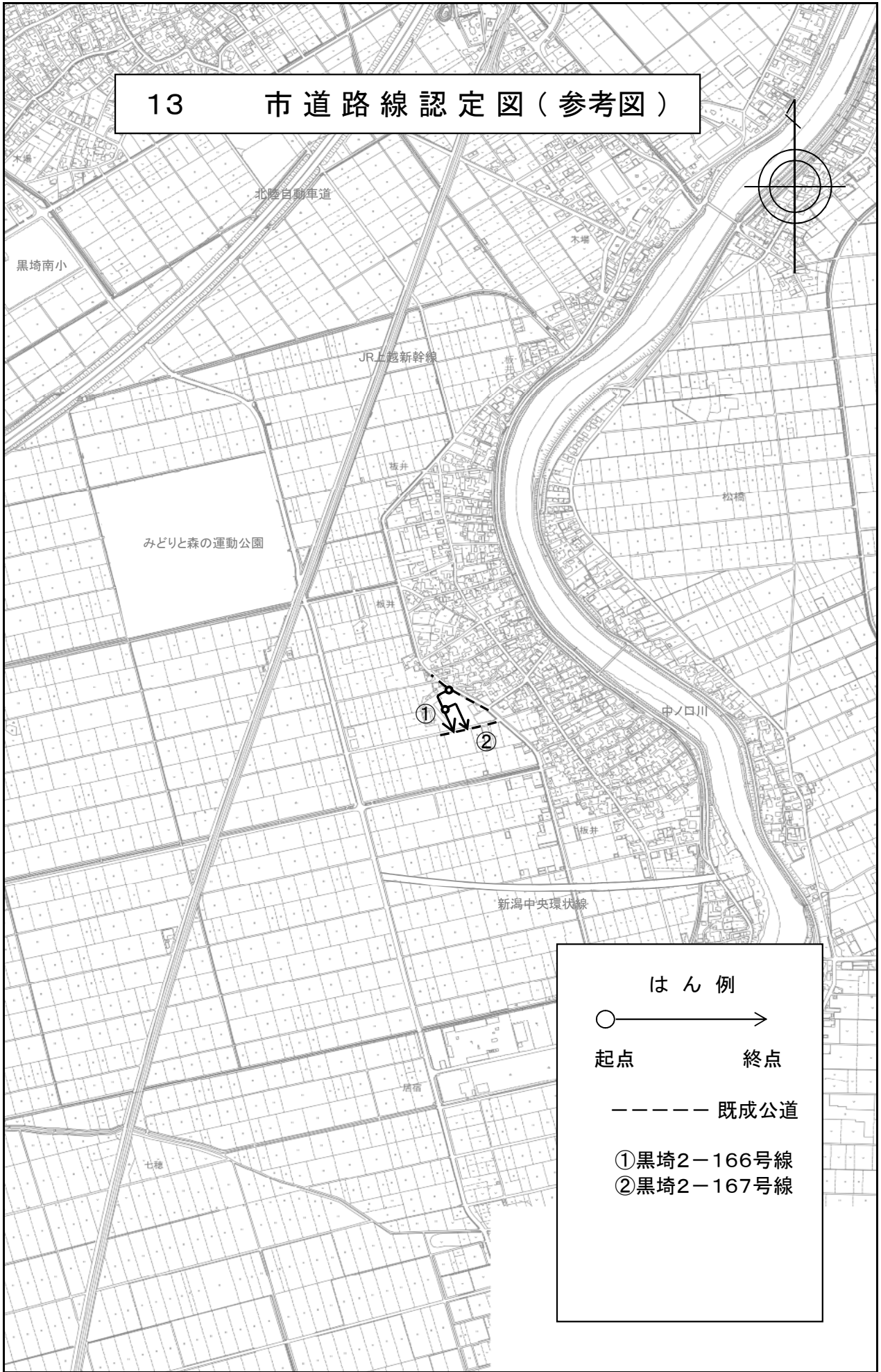
①西2-302号線

②西4-189号線

日本文理高

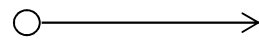


# 13 市道路線認定図(参考図)





はん例



起点

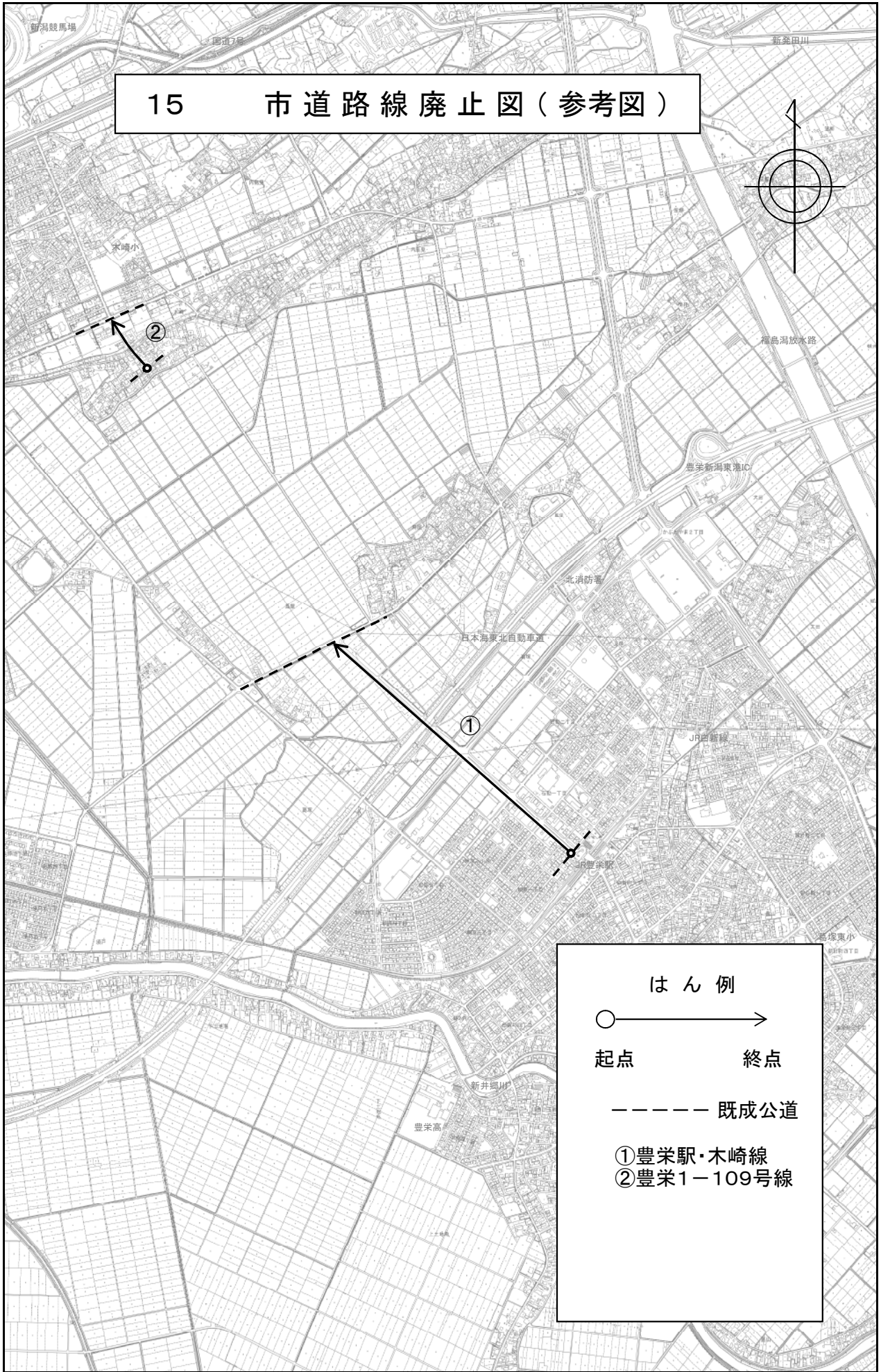
終点

----- 既成公道

巻2-541号線



15 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ →

起点 終点

----- 既成公道

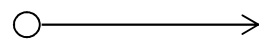
① 豊栄駅・木崎線

② 豊栄1-109号線

16 市道路線廃止図（参考図）



はん例



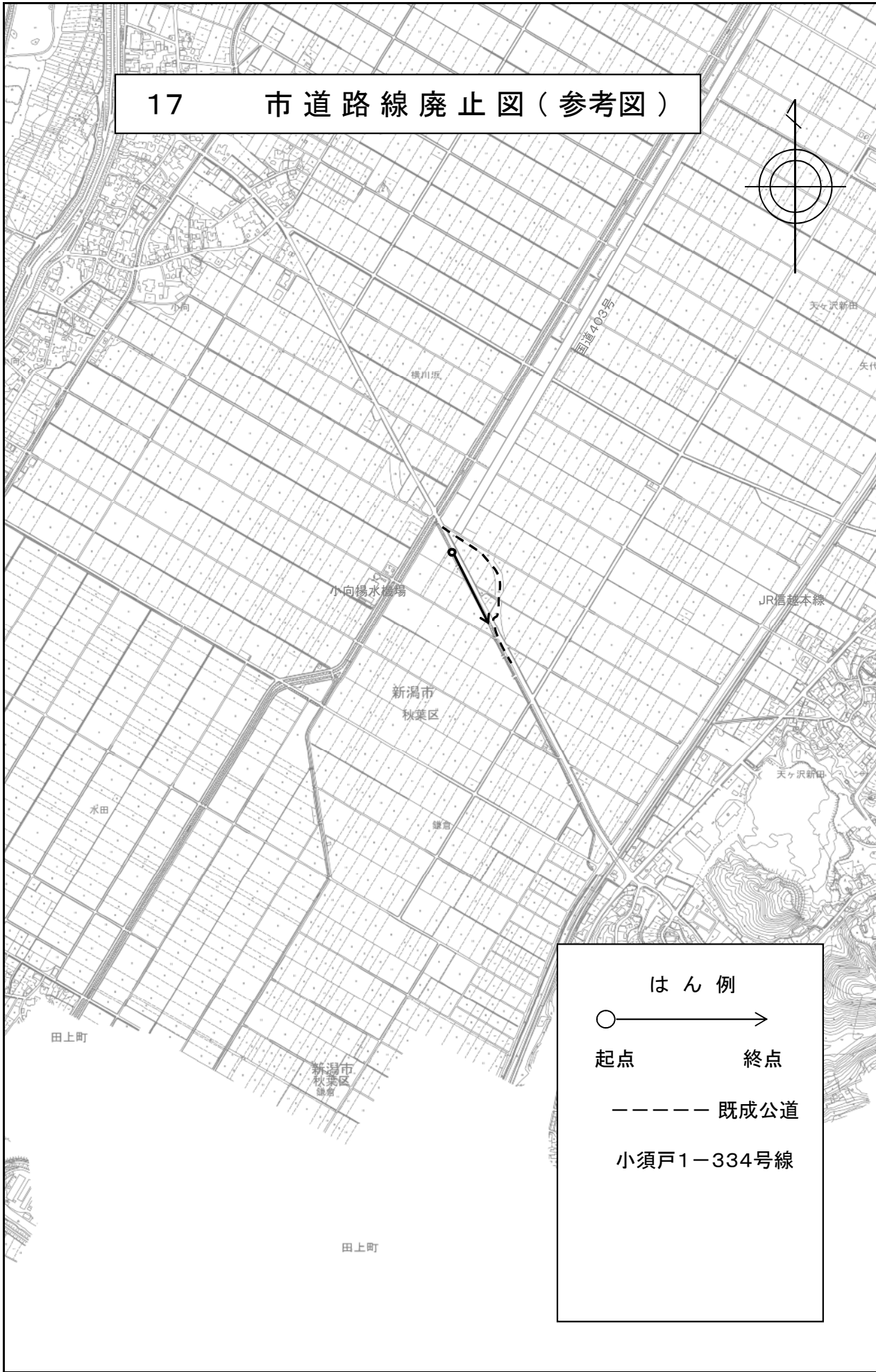
起点

終点

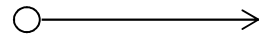
----- 既成公道

東8-189号線

17 市道路線廃止図（参考図）



はん例



起点

終点

----- 既成公道

小須戸1-334号線

議案第 38 号

**包括外部監査契約の締結について**

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 2 年 4 月 1 日

3 契約の金額

15,000,000 円を上限とする額

4 費用の支払方法

契約の定めるところによる

5 契約の相手方

住所 新潟市中央区京王 1 丁目 19 番 21 号

氏名 今井 慶貴

資格 弁護士